



上野原市緑の基本計画

守り、つくり、育て、つなげる上野原の緑



上 野 原 市

上野原市緑の基本計画目次

第1章	計画の目的等	1
1 - 1	計画の目的	1
1 - 2	計画の対象範囲	1
1 - 3	計画の目標年次	1
第2章	上野原市の緑の現況・課題	3
2 - 1	緑の現況	3
1 .	緑の概況	3
2 .	緑の分布状況	4
3 .	土地自然特性	6
4 .	緑地現況	7
5 .	市民意識調査に見る上野原の緑	10
2 - 2	緑の課題	17
第3章	緑地の保全及び緑化の目標	18
3 - 1	基本理念と緑の将来像	18
1 .	緑の構造・特色	18
2 .	計画の基本的な考え方	19
3 .	緑の将来像	21
3 - 2	基本方針と計画の目標	23
1 .	基本方針	23
2 .	計画のフレーム及び目標年次	25
3 .	緑の基本計画の目標	26
第4章	緑地の保全及び緑化の推進のための施策一覧	28
第5章	緑地の保全及び緑化の推進のための施策	29
5 - 1	緑を守り次世代に伝える	29
5 - 2	緑を結び繋げる	32
5 - 3	緑を創り整える	35
5 - 4	緑を育てる	45
第6章	緑化重点地区計画	48
第7章	保全配慮地区計画	53
資料編	用語解説	58
	市民意識調査調査票	63



第1章 計画の目的等



第 1 章 計画の目的等

1 - 1 計画の目的

上野原市緑の基本計画（以下「本計画」という。）は、都市緑地法第 2 条の 2 に規定される「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であり、緑豊かでうるおいのある快適な都市環境形成に対する目標と実現のための方策等の内容を定め、総合的かつ計画的に緑のまちづくりを実施することを目的に策定するものです。

上野原市緑の基本計画は、本市の環境を保全・創造していく基本的考え方を示し、その中で特に緑に関する内容をより具体化し、計画として策定したものです。

計画の策定にあたっては、これまでの上野原市の緑に関する都市計画行政や緑化推進政策をふまえ、緑地の保全と緑化の推進について新たな目標を定めました。

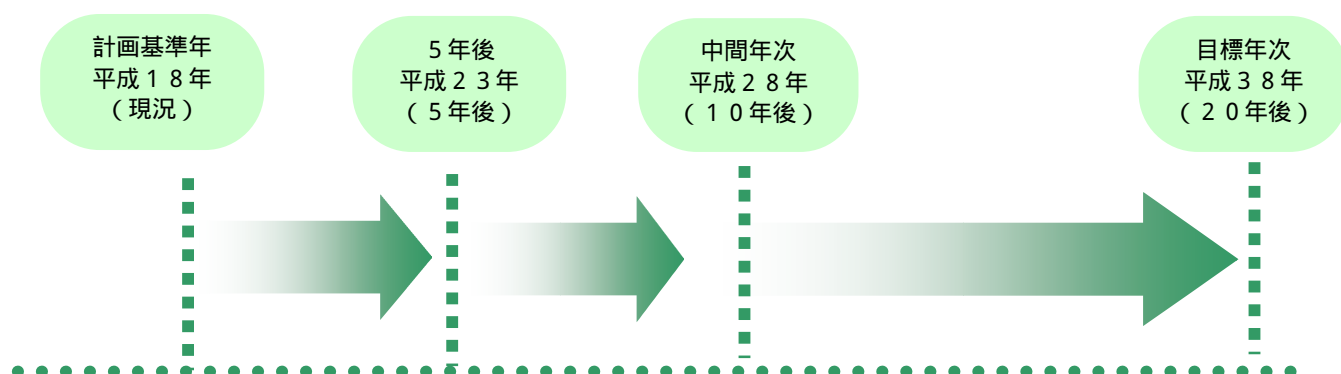
1 - 2 計画対象範囲

計画対象範囲は上野原都市計画区域です。

1 - 3 計画の目標年次

計画の目標年次を以下のように設定します。

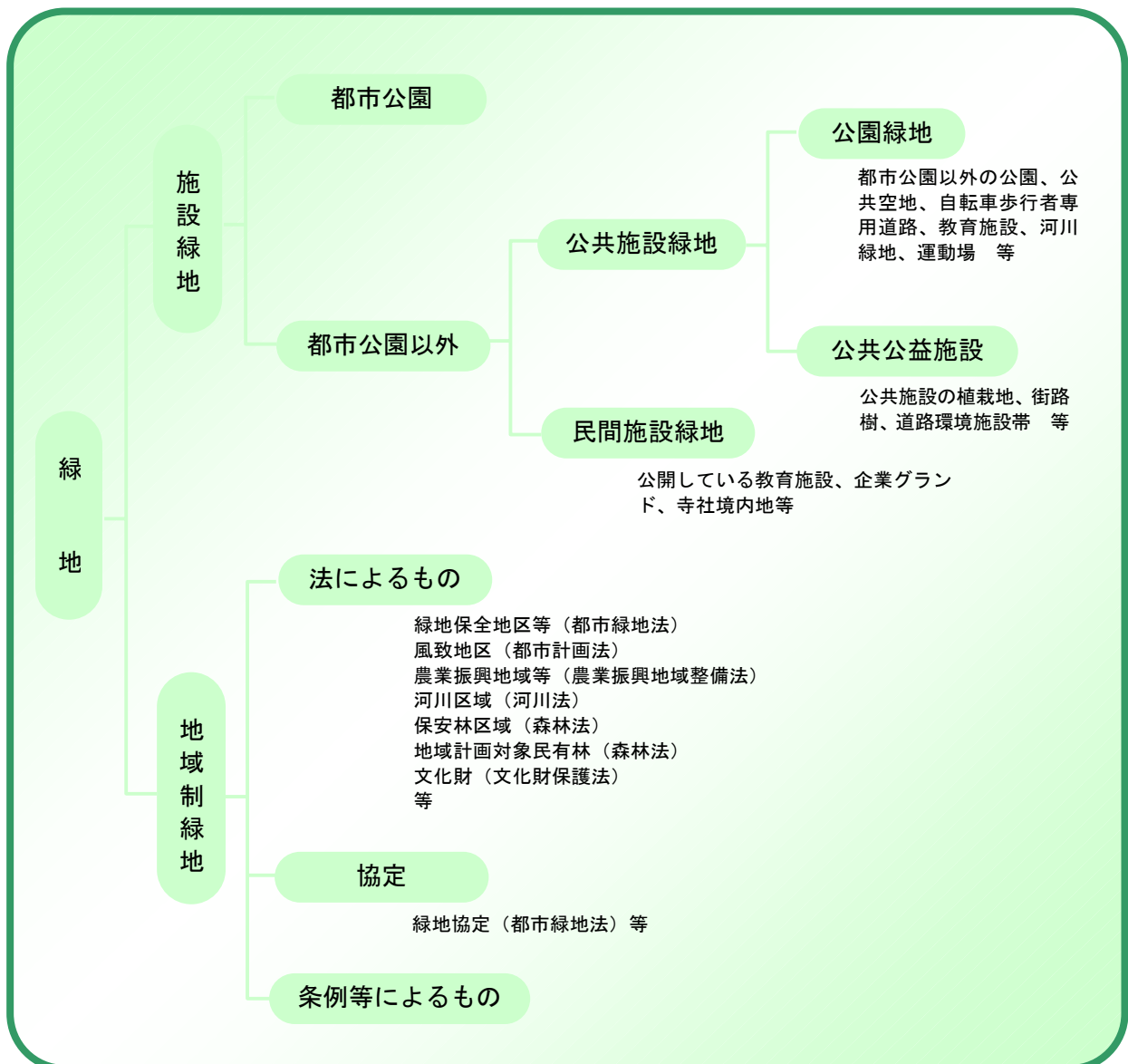
	対象年	備考
計画基準年	平成 1 8 年	（現況）
5 年後	平成 2 3 年	（5 年後）
中間年次（1 0 年後）	平成 2 8 年	（1 0 年後）
目標年次	平成 3 8 年	（2 0 年後）



■ 緑の定義について

「緑の基本計画」で扱う「緑」には、樹木や草等の植物で被われている土地のほか、緑で被覆されていなくても自然的環境の状態にあるもの（水辺地、水面、土砂岩等の裸地など）を含めています。「緑の基本計画」で扱う緑は以下のようなものがあります。また平地林や住宅の生け垣や庭の緑など、広い意味で幅広く緑を取り扱います。

● 緑の基本計画で扱う「緑」



資料：緑の基本計画ハンドブックより編集作成



第2章 上野原市の緑の現況・課題



第2章 上野原市緑の現況・課題

2 - 1 緑の現況

1 . 緑の概況

上野原市は、山梨県の最東部、首都圏中心部から約 60～70km 圏に位置し、東は神奈川県津久井郡、南は道志村、西は大月市と都留市、北は東京都西多摩郡と隣接しています。

市内を流れる桂川、秋山川、鶴川、仲間川及びそれらの支流によって形成された河岸段丘が市街地の基盤を形成しています。

山岳、段丘、河川がつくりだす自然環境等の様々な自然特性に恵まれています。

面積の約 8 割が山林で占められ、海拔 160m から 1500m までの標高差があり、三頭山や扇山などの標高 1000m を越える山々に囲まれています。全体的に平坦地が少なく、起伏も激しい複雑な地形をしています。

市内には、桂川や鶴川など数多くの河川が縦横に流れており、これらの浸食、堆積作用で形成された河岸段丘地形は、大きな特色となっています。

その他、市内には大ケヤキや鶴島のムクノキをはじめとした天然記念物や史跡、神社仏閣、西原地区の鎌倉時代から伝わる神楽などの歴史的遺産も多くみられます。都市計画区域内には国、県、市指定の文化財が 27 点指定されています。（上野原市全体では 46 点です。）



桂川と斜面緑地、後背の緑

2. 緑の分布状況

本市の緑地の分布状況を航空写真、地形図（都市計画図）から判読し、緑の分布図を作成しました。また、下表のように分布量を測定し、一覧にまとめました。本市の緑が市面積に対して占める割合（緑被率）は用途地域で約33%、無指定地域で約86%です。

緑の現況量

単位：h a

面	区分	用途地域	無指定地域	都市計画区域
				+
積		335.70	2039.30	2375.00
樹林地	自然林	-	40.09	40.09
	二次林	11.54	511.50	523.04
	人工林	12.61	771.97	784.58
	竹林	0.13	3.52	3.65
樹林計		24.28	1286.99	1311.27
草地		27.47	98.56	126.03
水田		8.53	28.99	37.52
畑		16.13	97.63	113.76
果樹園		0.20	6.05	6.25
水面		0.99	63.61	64.60
水辺		-	11.55	11.55
公共公益施設の植栽地		5.74	5.00	10.74
民有地の植栽地		0.60	130.11	130.71
合計		110.05	1750.94	1860.99
緑被率		32.8%	85.9%	78.4%

4 . 土地自然特性

自然環境保全の観点から、良好な植物群落及び樹林、水辺地・湧水地・湿地環境、伝統的・歴史的文化的意義、風土を代表する緑・水辺等、重要と考えられる緑地を抽出し、土地自然特性として以下に整理しました。

●土地自然特性

区 分	名 称	備 考
良好な植物群落及び樹林	上野原小学校の大ケヤキ	国指定天然記念物
	鶴島のムクノキ	県指定天然記念物
	鼓楽神社のウラジロガシ	市指定天然記念物
良好な水辺地・湧水地・湿地環境	桂川	市内の水辺環境
	鶴川	〃
	仲山川	〃
	月見ヶ池	〃
	富士見ヶ池	〃
伝統的・歴史的文化的意義・風土を代表する緑・水辺	塚場一里塚	市指定史跡
	諏訪番所跡	〃
	キマダラルリツバメ	県指定天然記念物



相模湖（桂川）



鶴川



月見ヶ池



月見ヶ池に整備されているキマダラルリツバメの解説板

5．緑地現況（都市公園等の現況）

本市には、都市公園はなく、主に住宅団地や工業団地などの開発行為に伴い整備された公園緑地が開発行為地内に分布している状況です。このため、既存市街地、人口集中地区（D I D）あるいは面的開発地が位置していない地区には公園緑地が極端に不足しています。

地区区分別では、上野原地区ではグリーンヒル21（工業団地）に4箇所の公園が整備されている他は、小規模な公園が1箇所整備されているにとどまっています。

巖地区では、面的整備地である四方津ニュータウン地内に4箇所の公園及び団地内に張り巡らされている緑道公園が整備され、充実しています。また上野原リサーチ&テクノパークには2箇所の公園が整備されています。その他の場所においては新田倉公園、ハツ沢・松留多目的広場等が整備されています。

島田地区では、桂川の左岸河川敷に桂川新田地区近隣公園、上野原スポーツプラザ（温水プール）、桂川少年野球場兼ソフトボール球場が、また、右岸河川敷に桂川テニス場、桂川野球場が整備され、その他小規模な広場やゲートボール場などが整備され充実しています。



グリーンヒル第1公園



グリーンヒル第2公園



上野原テクノ & リサーチパーク公園



桂川新田地区近隣公園



ハッ沢・松留多目的広場



四方津ニュータウン5号公園



四方津ニュータウン9号公園



四方津ニュータウン15号公園



桂川野球場

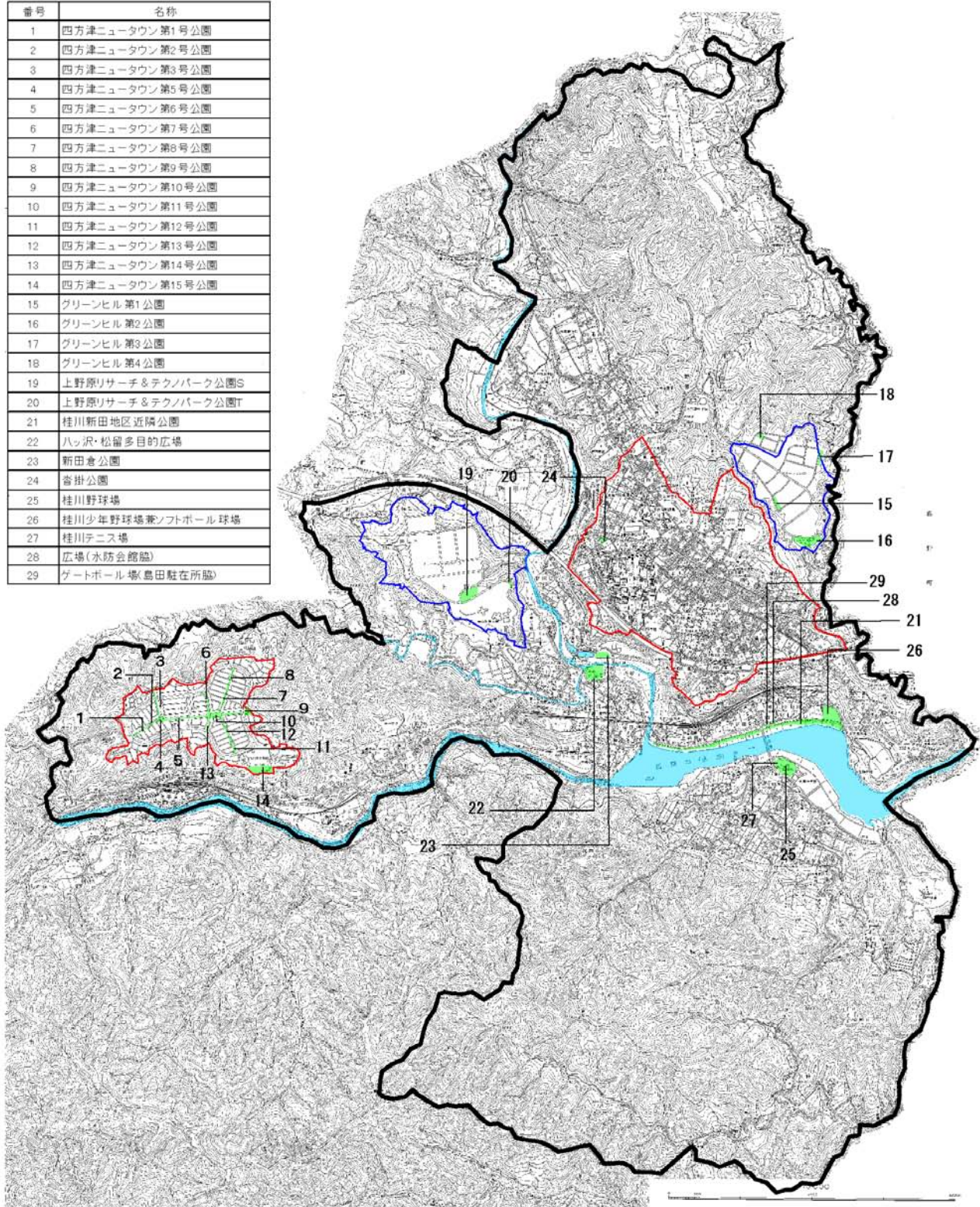


桂川少年野球場・ソフトボール場



公園緑地整備状況図

番号	名称
1	四方津ニュータウン第1号公園
2	四方津ニュータウン第2号公園
3	四方津ニュータウン第3号公園
4	四方津ニュータウン第5号公園
5	四方津ニュータウン第6号公園
6	四方津ニュータウン第7号公園
7	四方津ニュータウン第8号公園
8	四方津ニュータウン第9号公園
9	四方津ニュータウン第10号公園
10	四方津ニュータウン第11号公園
11	四方津ニュータウン第12号公園
12	四方津ニュータウン第13号公園
13	四方津ニュータウン第14号公園
14	四方津ニュータウン第15号公園
15	グリーンヒル第1公園
16	グリーンヒル第2公園
17	グリーンヒル第3公園
18	グリーンヒル第4公園
19	上野原リサーチ&テクノパーク公園S
20	上野原リサーチ&テクノパーク公園T
21	桂川新田地区近隣公園
22	ハッピー・松留多目的広場
23	新田倉公園
24	畜掛公園
25	桂川野球場
26	桂川少年野球場兼ソフトボール球場
27	桂川テニスコート
28	広場(水防会館脇)
29	ゲートボール場(島田駐在所脇)



6. 市民意識調査に見る上野原市の緑

上野原市の緑に関して、郵送及びホームページでアンケート（無記名式）を行いました。

（１）調査期間

平成 18 年 8 月 1 日～8 月 31 日

（２）調査方法

市内全世帯へ配布する市広報誌へのアンケート用紙折り込みによる記述式アンケート（無記名式）

また、あわせて市HPへ同内容のアンケートを実施しました。

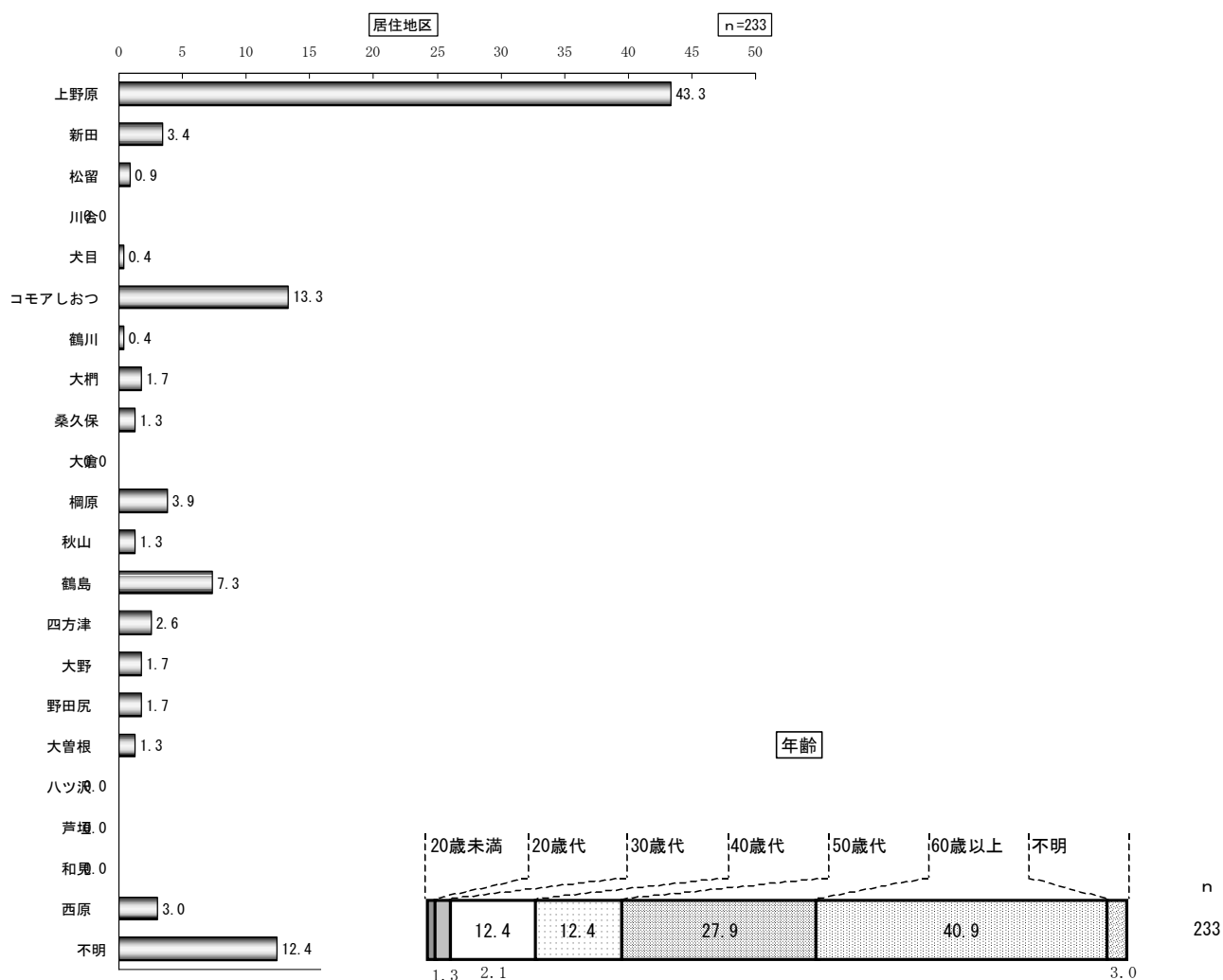
（３）調査内容

巻末資料に示す内容の設問により行いました。

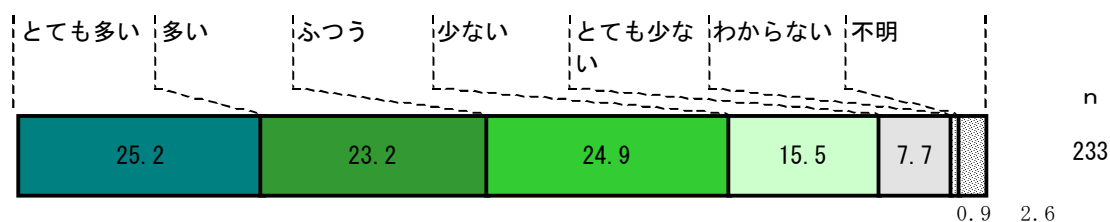
（４）調査結果

アンケートの結果、233 通の回答をお寄せ頂きました。

（５）回答者自身のアンケート結果



Q2 自宅の近くの緑の量が多いと思うか



緑の量は「とても多い」、「多い」が48.4%を占めるなど、緑の量についての満足度は大きい状況です。逆に「少ない」、「とても少ない」の回答は23.2%と割合は少ない状況です。

これはQ1の里山の緑や周辺の平地林の認識が高いことと相関があることが考えられます。

		Q2 自宅の近くの緑の量が多いと思うか						
		全体	とても多い	多い	ふつう	少ない	とても少ない	わからない
合計		233	59	54	58	36	18	2
		100.0	25.3	23.2	24.9	15.5	7.7	0.9
居住地区	上野原	101	8	18	31	27	14	2
		100.0	7.9	17.8	30.7	26.7	13.9	2.0
	新田	8	2	3	2	1	0	0
		100.0	25.0	37.5	25.0	12.5	0.0	0.0
	松留	2	1	0	1	0	0	0
		100.0	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0
	川合	0	0	0	0	0	0	0
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	大目	1	1	0	0	0	0	0
		100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	コモアしおつ	31	9	12	6	2	1	0
		100.0	29.0	38.7	19.4	6.5	3.2	0.0
	鶴川	1	0	0	1	0	0	0
		100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	大柵	4	0	3	1	0	0	0
		100.0	0.0	75.0	25.0	0.0	0.0	0.0
	桑久保	3	3	0	0	0	0	0
		100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	大倉	0	0	0	0	0	0	0
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	桐原	9	5	4	0	0	0	0
		100.0	55.6	44.4	0.0	0.0	0.0	0.0
	秋山	3	1	2	0	0	0	0
		100.0	33.3	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0
	鶴島	17	6	4	6	1	0	0
		100.0	35.3	23.5	35.3	5.9	0.0	0.0
	四方津	6	3	1	1	0	1	0
		100.0	50.0	16.7	16.7	0.0	16.7	0.0
	大野	4	3	1	0	0	0	0
		100.0	75.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	野田尻	4	4	0	0	0	0	0
		100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	大曾根	3	2	0	1	0	0	0
		100.0	66.7	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0
	八ツ沢	0	0	0	0	0	0	0
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	芦垣	0	0	0	0	0	0	0
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	和見	0	0	0	0	0	0	0
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	西原	7	6	0	1	0	0	0
		100.0	85.7	0.0	14.3	0.0	0.0	0.0

ただし、「とても多い」、「多い」と回答の多かった地区は、桑久保、大野、野田尻、桐原などの都市計画区域外地区であり、都市計画区域内や用途地域内は四方津地区以外は「少ない」という認識が強い傾向が伺えます。

(7) 自由意見について

自由意見については、以下に示す項目の意見が寄せられました。233票のうち166票に自由意見を御記入頂きました。

項目		意見数	主な意見の骨子
公園づくり全般		15	公園整備の必要性、公園の充実等
公園に整備してほしい施設		19	ウォーキング、草花、自然観察、きれいなトイレ、花畑等
利用者の立場から	子供の遊び場	20	安心してのびのびと子供を遊ばせられる場所の要望等
	高齢者の利用	7	ゆったり安らげる場所の整備、身近な公園等
	市民の交流の場	3	市民の交流場所の必要性等
維持管理	公園の維持管理	6	質の高い管理の要望、雑木林の維持管理等
	その他の維持管理	23	農地、河川敷、街路樹、遊歩道等の管理充実
防災対策		2	ヘリポート整備等
既存の公園・自然活用		6	植栽管理の充実、遊具の充実、運営保守管理の充実等
環境・自然保護・緑化推進		15	光化学スモッグ、温暖化等、既存自然環境の活用保全等
杉・檜の人工林について		4	花粉症対策等
税金の使い方	公園	6	公園整備優先等
	医療優先他	8	医療施設整備優先等
行政・まちづくり		7	行政要望、まちづくり要望全般
アンケート調査		5	アンケート主旨、活用方、結果報告等
その他		20	ボランティア提案、激励、その他要望等
合計		166	

2 - 2 緑の課題

地球的規模にまでひろがっている自然環境問題に対応した新たな都市づくりが求められています。本市でも、上野原の水や緑の環境と共生した都市づくりや環境負荷の小さな循環型の都市を構築することが必要となっています。

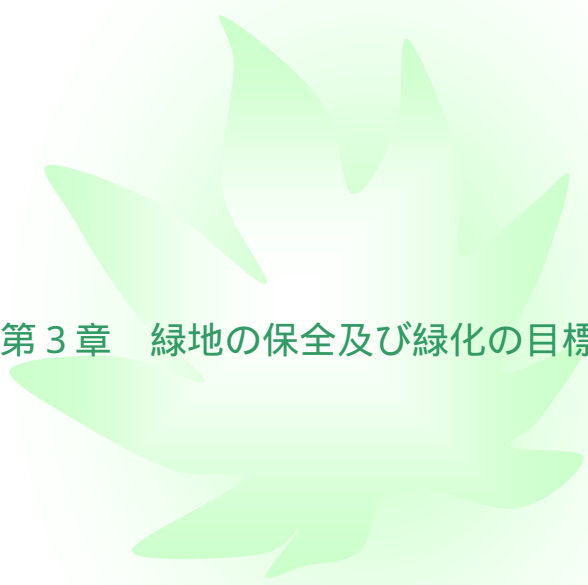
本市は、これまで都市基盤等の社会資本整備を進める中で、環境の向上の観点から公共施設緑地の整備や、桂川沿いに緑地を配置しており、これらの緑は、本市の重要な環境保全、防災、景観、レクリエーションなどの機能を担っています。

しかし、これらの緑地は住宅団地や工業団地などに限定し、本来の中心市街地などには身近な公園緑地の不足など、大きな問題も生じています。また大規模開発等により緑地は減少傾向にあり、残された緑は生物の生息・生育環境にも影響を及ぼしている可能性も考えられます。

そのため、多様な機能をもつ緑の環境を形成していくには、市民・事業者・行政が連携協力し、緑への意識を深め、それぞれの立場で緑を守り、つくり、育てる実践が必要となっています。

系統別緑の課題

環境保全	市街地の緑は郊外の緑の割合と比べると少ないのが現状です。残存する緑の小規模化は、潤いのある良好な都市景観の形成の阻害要因となる他、生物の生育環境にも影響を及ぼします。残された緑を、市民と一体となって守り、また、育てることが急務です。
レクリエーション	都市計画公園の開設を推進すると同時に、社会情勢や経済状況を考慮し、地域の実情に合わせた公園緑地の確保を行う必要があります。
防 災	緑の減少は災害を招く一因ともなっています。健全な樹林環境を創出し、防火帯としての役割を強化し、災害の防止を図っていくことが必要です。 また、万が一の災害緊急時に市民の安全を確保するオープンスペースの充実が必要です。
景 観	桂川などの河岸段丘に形成されている斜面緑地や市街地の貴重な平地林など、都市の潤いある快適な景観形成に欠かせないこれらの緑地環境を積極的に保全を図り、後世に継承していくことが必要です。



第3章 緑地の保全及び緑化の目標



第3章 緑地の保全及び緑化の目標

3 - 1 基本理念と緑の将来像

1 . 緑の構造・特色

上野原市の緑は、桂川が形成する低地部の水辺、段丘上台地に展開する市街地の緑地とそれを囲むように広がる周囲の山地によって構成されています。

低地部には農地や歴史・文化的資源も豊富に点在しており、これらが本市の原風景ともいえ、特色ある緑を形成しています。

これらの多様で豊かな緑やオープンスペースは、潤いと豊かな個性あるまちの形成に寄与するとともに、都市の安全性や快適性を向上させる重要な資源の一つです。



桂川と斜面緑地



桂川と斜面緑地（遠景）

上野原市緑の基本計画キャッチフレーズ

本市の緑の構造は、低地部が市街地をつつみ、その低地部がさらに緑と水（河川）とで連続しています。また、樹林の連続性や河川軸のネットワーク性など線的な緑の骨格も多数存在しています。平地林や緑豊かな周辺の山々、桂川、鶴川等の水辺、平地部に形成される農地等の原風景が特徴的であり、その中に歴史・文化資源が分布しています。市街地が緑と水（河川）でつつまれていることが本市の緑の特徴でもあります。

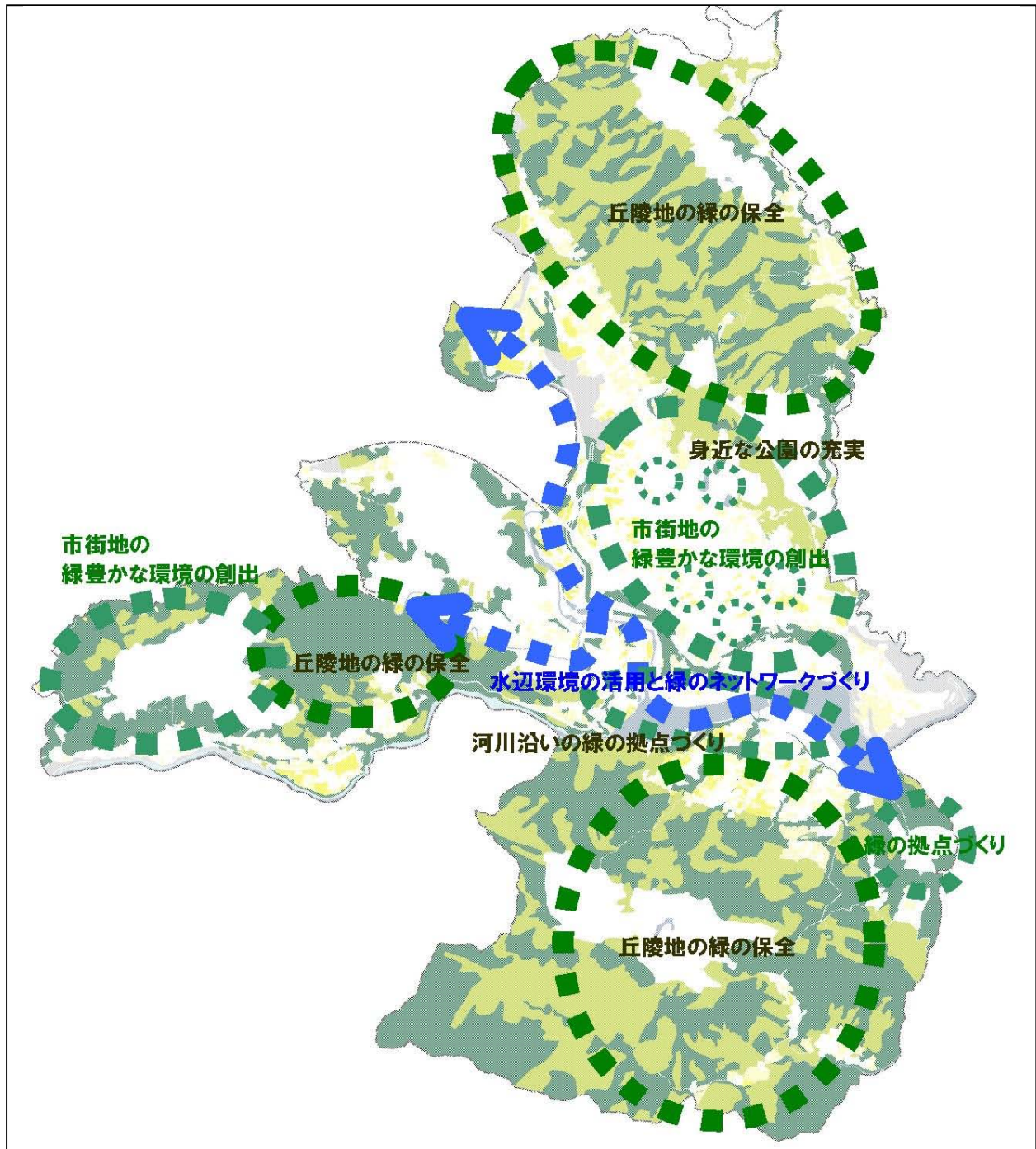
これらの資源は本市の貴重な財産でもあり、この財産を地域の発展とともに後世へ伝え残していくこと、地域が一体となって緑の環境を守り、つくり、育て、これらの緑を連続させることを目標として以下に示すような計画のキャッチフレーズを定めます。



守り、つくり、育て、つなげる上野原の緑



上野原市 緑の将来像



本計画では、河川、樹林地、農地、公園などの緑地空間について、「拠点や軸となる緑地」、「自然・歴史景観にすぐれた緑地」、「保全を優先する樹林地」や「自然を再生する河川」また、「新しく創出する公園や緑地」などの位置づけを行います。その上で個々の緑地空間についてその保全施策や緑化推進施策を定め、豊かな自然と共生する水と緑のネットワークの形成と、次世代に市内の貴重な緑地環境を受け継いでいける、持続的发展が可能な緑豊かな循環型都市の形成を図ります。

④ 緑を育てふれあう（緑を育てる）

地域の緑は、くらしの快適性や潤いをもたらし、人々の生活に深く関わっています。地域住民との協力体制を確保するとともに、緑が人々の意識の中で、大切なものとして捉えられるライフスタイルの確立を支援します。上野原の緑を皆で育て、ふれあうことにより、環境と調和した魅力ある緑のまちづくりを推進します。樹木の緑や草花等の普及を進め、行政と市民が一帯となって生活に密着した緑のつながりを増やします。また、市民や事業者が主体となった活動を支援するとともに、さまざまなイベント等を通して、緑の保全や再生・創造への意識を高め、緑の普及・啓発活動を進めます。

2. 計画のフレーム及び目標年次

(1) 計画対象区域

計画対象区域は、都市計画区域全域とし、その総面積は 2,375 h a です。

計画対象	
上野原都市計画区域面積	2,375 ha

(2) 都市計画区域人口の見通し

計画対象となる都市計画区域の人口の見通しについて、本計画の人口フレームを次のとおり設定しました。

● 緑の基本計画における都市計画区域内の人口フレーム

(単位：人)

年 次	平成 18 年(現況) (1)	平成 23 年	平成 28 年	平成 38 年
都市計画区域人口	21,089	20,266	19,180	16,946
用途地域	11,729	11,271	10,667	9,425

(※1) 現況人口データは平成 17 年度国勢調査結果

3. 緑の基本計画の目標

(1) 計画の目標水準

現況調査の結果では、上野原市における緑地確保率(※1)は用途地域で約16%、都市計画区域全体では約75%です。また、都市計画区域内における市民一人当りの公園緑地整備量(都市公園や公共施設緑地等)は10.7㎡です。

市街地の緑地確保率は30%(※2)・都市計画区域内における市民一人当りの公園緑地整備量を20㎡が理想とされており、計画の目標水準を設定するにあたっては、本市のあるべき緑の将来像を念頭におき、以下に示す目標を設定します。

上野原市緑の基本計画の目標

- ・市街地の緑地確保目標 18%
- ・都市公園面積一人当たり 20㎡

※1 緑地確保率

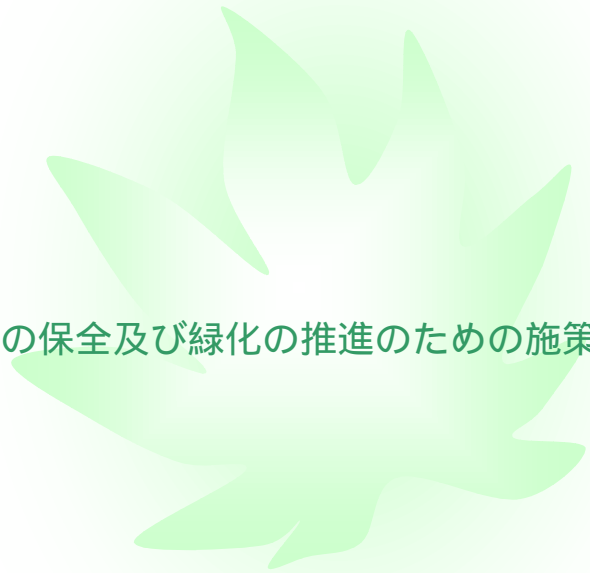
全体面積に対する緑地の占める割合。ここでいう緑地はある程度永続性の高い土地が対象となる。

(例：公園緑地等・学校などの公有地・あるいは生産緑地・保安林・保存樹林などの担保性の高い地域制緑地)

※2 緑地確保目標率30%

これまでの調査研究によると、人が緑豊かであると感じることのできる緑地確保率は、市街地面積に対し、概ね30%とされている。

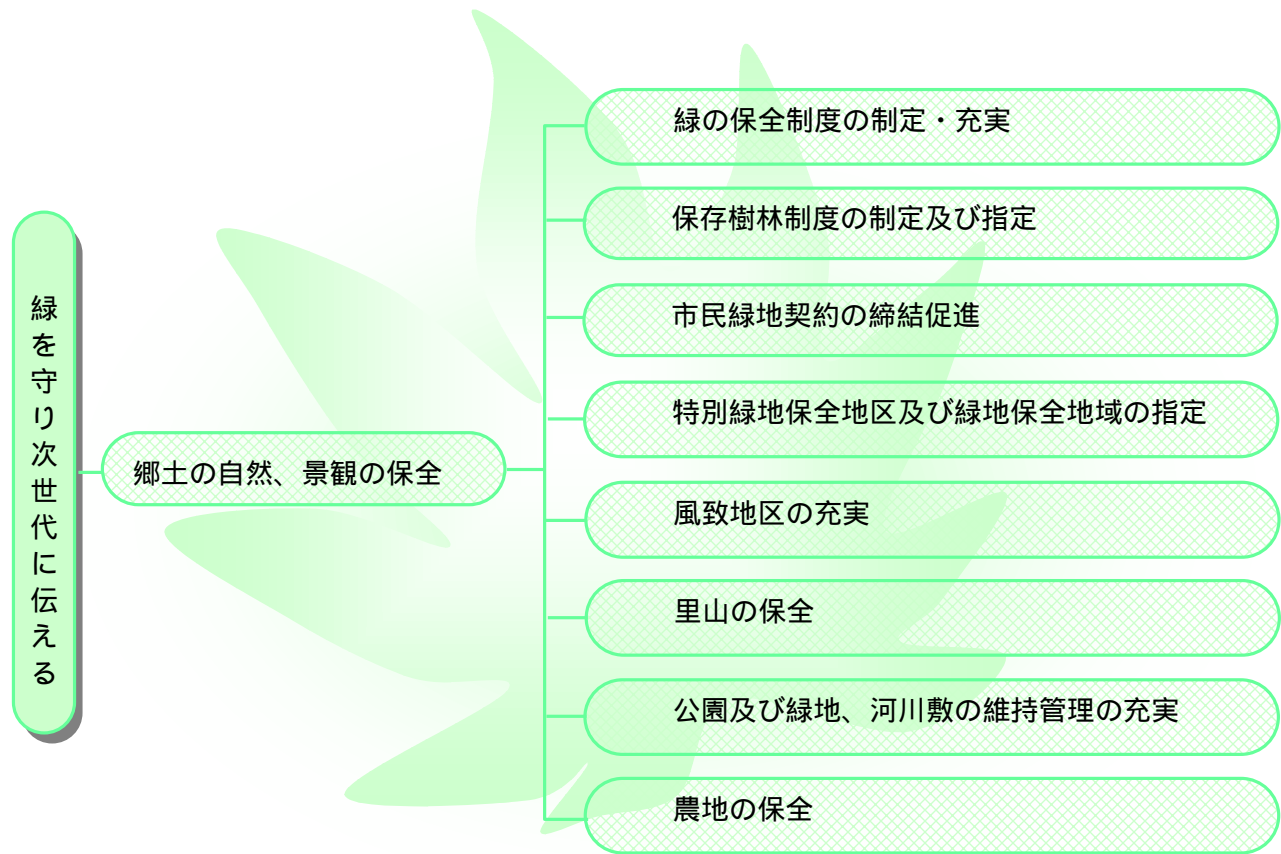
第4章 緑地の保全及び緑化の推進のための施策一覧





第4章 緑地の保全及び緑化の推進のための施策一覧

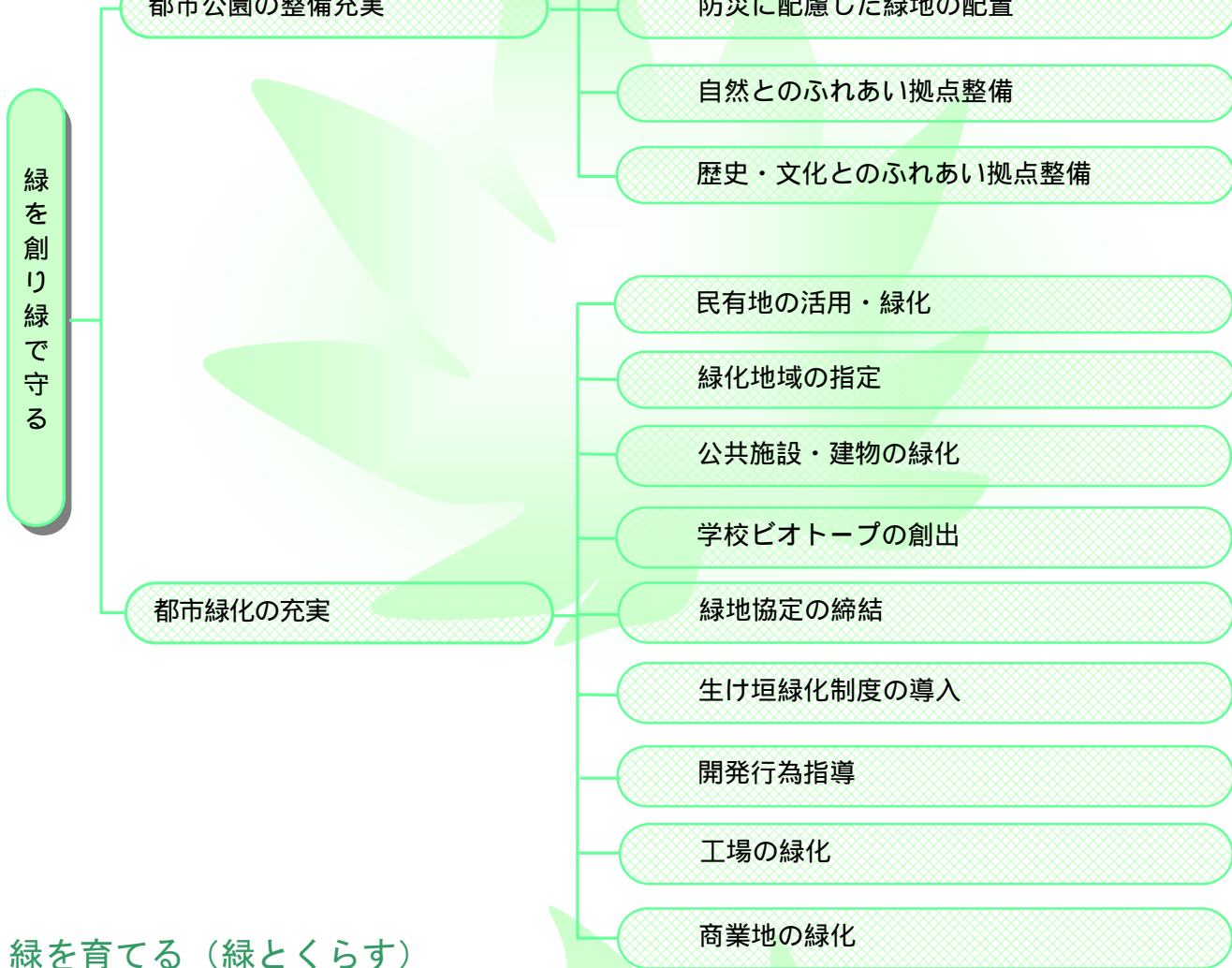
① 緑を守り次世代に伝える（緑を守る）



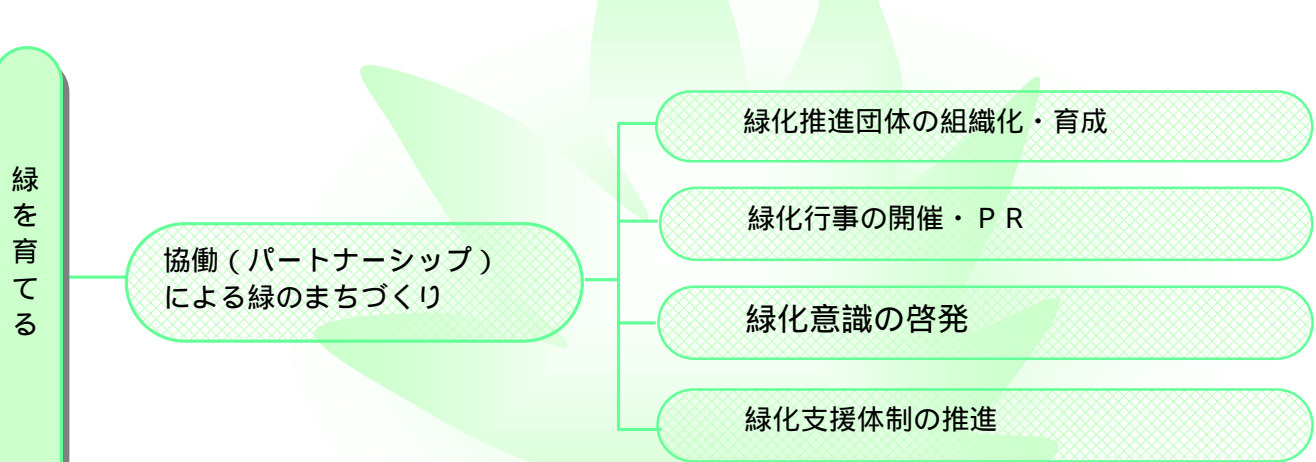
② 緑を結び繋げる（緑の連携）

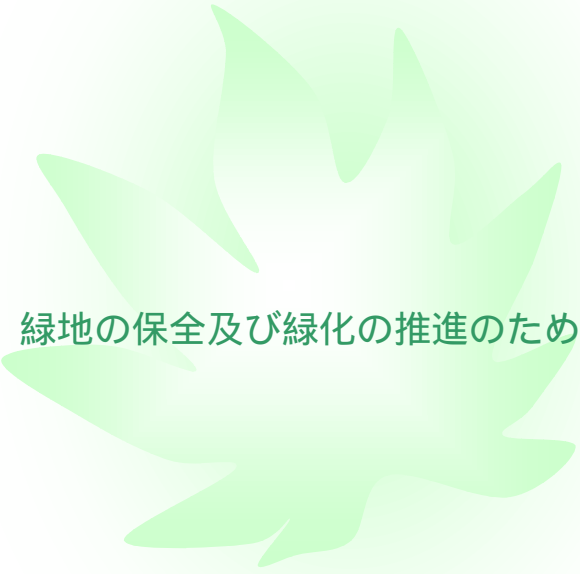


③ 緑を創り整える（緑を飾る）



④ 緑を育てる（緑とくらす）





第5章 緑地の保全及び緑化の推進のための施策



第5章 緑地の保全及び緑化の推進のための施策

5 - 1 緑を守り次世代に伝える（緑を守る）

緑の保全制度の制定・充実

後世に緑の遺産として伝え残す必要のある樹林について、市独自の緑の保全制度を制定し、積極的な緑の保全を推進します。

- ・ 都市の緑地景観を印象づける重要な資源の一つである樹林地や樹木等を積極的に保全する条例、要綱等の制度の確立を検討します。
- ・ 民有地の樹林、樹木の保全に際しては、助成金の交付や税制優遇措置などの側面的支援を行う必要があるため、条例等の中で定めていくことを検討します。

保存樹林制度の制定及び指定

上野原市独自の条例等の制定に伴う保存樹林制度を活用し、保存樹木・保存樹林地区の指定推進を検討します。

- ・ 身近な緑を守る制度として指定のしやすさという面でも導入可能性が高く、また緑地保全施策の入口としてうすく広く保全施策を展開させることにおいて大きな意義をもつ保存樹林制度の早期導入を検討します。
- ・ 保存樹林の一部について土地所有者の同意を得て一般開放を図るなどの施策を検討します。指定から公有地化、保全から活用へと順次展開させていくことを視野に入れ検討を図ります。

市民緑地契約の締結促進

市民緑地は、市が地権者から土地を借地契約により借り受け、若干の施設整備（散策道や休憩所等）を行って一般住民に開放するシステムであり、本市の樹林地へも制度の導入を積極的に図ります。

- ・ 市民緑地の指定方策を積極的に検討します。
- ・ 市民の協力を得て行政と共同で緑地の保全を図ります。市民に対する緑地保全のPR、緑地管理機構制度等の維持管理に関する住民参加システムの構築を積極的に検討します。

特別緑地保全地区及び緑地保全地域の指定

特別緑地保全地区及び緑地保全地域の積極的な指定を推進します。

- ・ 永続的な保存の必要性が高いと考えられる樹林等を中心に、特別緑地保全地区、及び緑地保全地域を緑の基本計画で位置づけ、積極的な指定の検討を図ります。

風致地区の充実

風致地区の充実を図ります。

- ・ 市街地整備事業等との整合を図りながら、島田風致地区及び月見ヶ丘風致地区内の風致の維持を極力行い、市街地の貴重な風致景観を次世代に継承します。

里山の保全

里山を保全すると共に、適正な管理により、多様な生き物の生息場所と、人々のふれあいの場の充実を図ります。

- ・ 里山に手を入れ、多様な生き物の生息場所と人々のふれあいの場の充実を図ると共に、里山を保全し、親しみ、ふるさと意識を育む機会をつくります。

公園及び緑地、河川敷の維持管理の充実

現況又は将来に建設される公園及び緑地、河川敷の維持管理の充実を行い、緑地環境の保全を図ると共に、後世に継承できる愛着のある空間として保全を図ります。

- ・ 緑豊かで快適な空間づくりには、オープンスペースの整備充実と共に、適正な維持管理により快適性を持続させる必要があるため、公園緑地や河川敷の維持管理の充実を図ります。
- ・ 状況に応じて、指定管理者制度の導入や公園台帳の充実を図り、適正な質の高い管理を行います。

農地の保全

農地を都市の貴重なオープンスペースとして位置づけ、積極的な保全を図ります。

- ・ 農地が都市環境に寄与する効果を高く評価し、積極的な保全や活用方策を検討します。
- ・ 農地（生産緑地）を「緑地環境」として位置づけ、ネットワーク化を図ります。



市内の農地景観

5 - 2 緑を結び繋げる（緑の連携）

河川緑地による緑の回廊づくり

桂川や鶴川沿いには自然環境の良好な河川敷、草地が分布しており、これらの緑地について積極的に保全を図り、緑の回廊としての連続性を確保します。

- ・ 河川沿いに堤防や管理用道路、河川敷等を活用した遊歩道や自転車道の整備を行い、河川緑地による緑の回廊づくりを積極的に検討します。
- ・ 河川は都市の自然環境の骨格をなすものであり、市内の各所に存在する良好な動植物の生息域である自然環境（ビオトープ）を結ぶ回廊（緑のコリドー）として位置づけを行います。
- ・ 水とふれあえる親水空間の創出を河川ならではの魅力や河川景観等の特性を念頭に積極的に検討します。護岸形態等については多自然型環境整備を基本として検討します。



桂川の河川敷



鶴川の河川敷

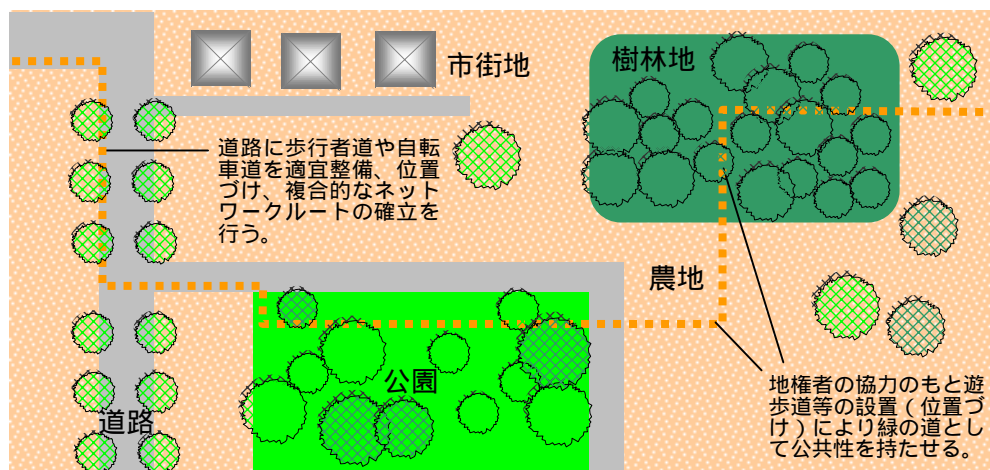


仲山川の河川敷

緑の道づくり（グリーンネットワークルートの整備）

市内の公園や利用拠点施設を結ぶ緑の道（グリーンネットワークルート）を整備します。これらのルートは災害時の避難路としての機能も併せ持ちます。

- 「市民緑地」「緑地保全地区」等に指定された樹林地をはじめ、樹林地の市民の憩いの場としての位置づけを積極的に行うと同時に、市民が気軽に散策できるような遊歩道整備を検討します。
- その他の緑地や生産緑地等の農地を活用し、地権者の協力のもと緑の道として公共性を持たせ、市民の利用（遊歩道等の設置）を促しネットワークルートの強化の検討を行います。
- 都市計画道路、道路構想路線等今後整備が予定されている道路に歩行者道や自転車道を適宜整備、位置づけにより、複合的なネットワークルートの確立を検討します。



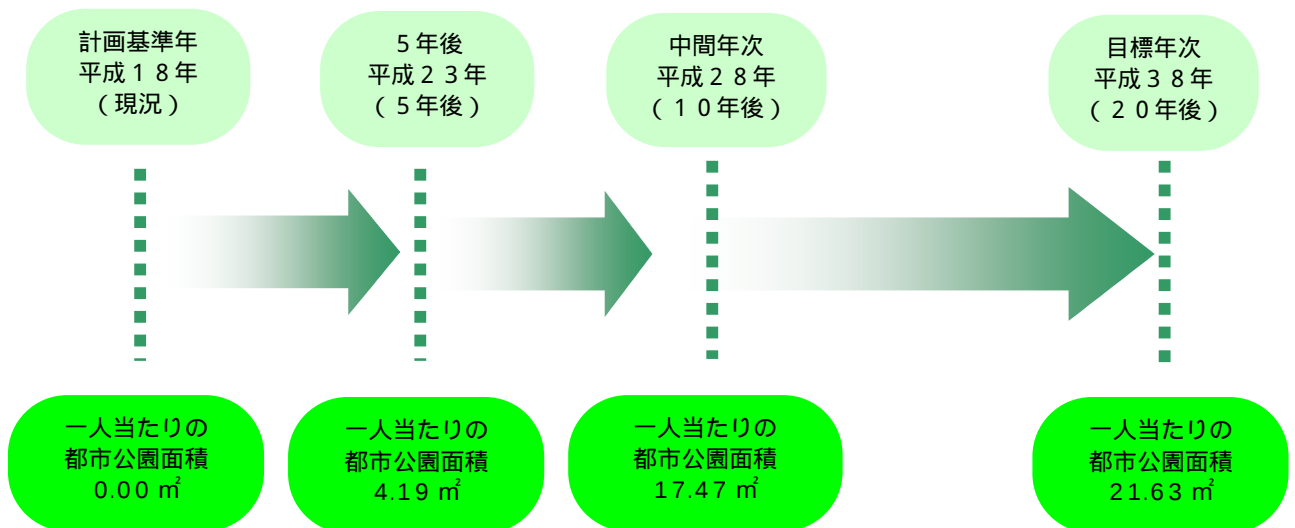
グリーンネットワークルート概念図

5 - 3 緑を創り整える（緑の創出）

都市公園の整備充実

現公園の都市公園化及び新たに都市公園を計画的に整備し、市民が身近に利用できるオープンスペースの充実を図ります。また、災害時の防災拠点となる大規模公園緑地の整備を積極的に図ります。

- ・ 施設緑地は都市公園と都市公園以外の2つに大別され、このうち都市公園以外の緑地は、公共の施設緑地と民間の施設緑地に区分されています。本市では、都市公園以外の緑地10.7㎡が確保されています。今後は既存の公共施設緑地の都市公園化を図るとともに、都市公園の整備必要性が高い箇所に関しては、都市公園市民一人あたり20㎡の達成をめざして整備を積極的に展開します。
- ・ 公園種別ごとの整備量、公園整備箇所数の目標値を掲げます。現況、5年後（平成23年）、中間年次（平成28年）、目標年次（平成38年）の各年次ごとに目標値を立てて検討を図ります。



身近な公園の整備（歩いていける公園の充実）

市街化区域を中心として適正な公園緑地の配置整備を行い、歩いて行ける公園整備率100%を目標に整備推進を図ります。

- ・本市は現況では都市公園がないため、歩いていける公園整備率は0%です。
- ・現在、公共施設緑地は公園、緑地合わせて31箇所あり、本計画では5年後を目標に都市計画決定を行い、都市公園化を図ることとしています。
- ・住区基幹公園は、1住区（1住区1万人標準）に対して4ha（5.25箇所）整備する必要があります。住区基幹公園相当（街区、近隣）の公共施設緑地は、現状では用途地域（人口約11,700人）に対して、10箇所（街区8箇所、近隣2箇所）5.09haが整備されており、必要整備量（約4ha）以上確保されています。
- ・地区によって整備バランスが均等でないなどの問題がみられるため、バランスの良い配置を行い、本計画で住区基幹公園整備を位置づけます。

●歩いて行ける公園整備率

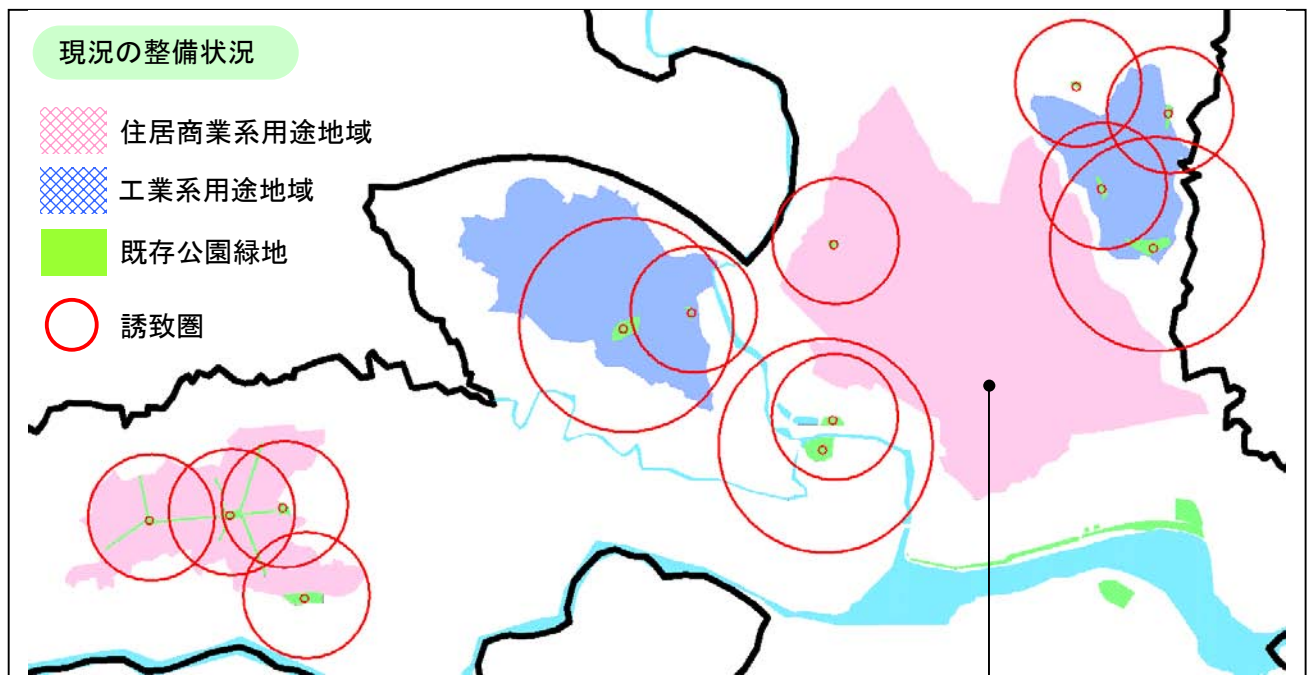
歩いて行ける範囲の公園の整備率は、住区基幹公園の整備状況に関する指標であり、市街化区域における住区基幹公園の箇所数、面積、人口によって算出されます。

※ 計算式

公園箇所数 ×	公園平均面積 × 100
住区数 × 1住区の公園標準箇所数	公園標準面積
1住区（標準人口1万人）の公園標準箇所、標準面積 街区公園 4箇所 1ha（1箇所 0.25ha） 近隣公園 1箇所 2ha（1箇所 2ha） 地区公園 0.25箇所 1ha（1箇所 4ha）	

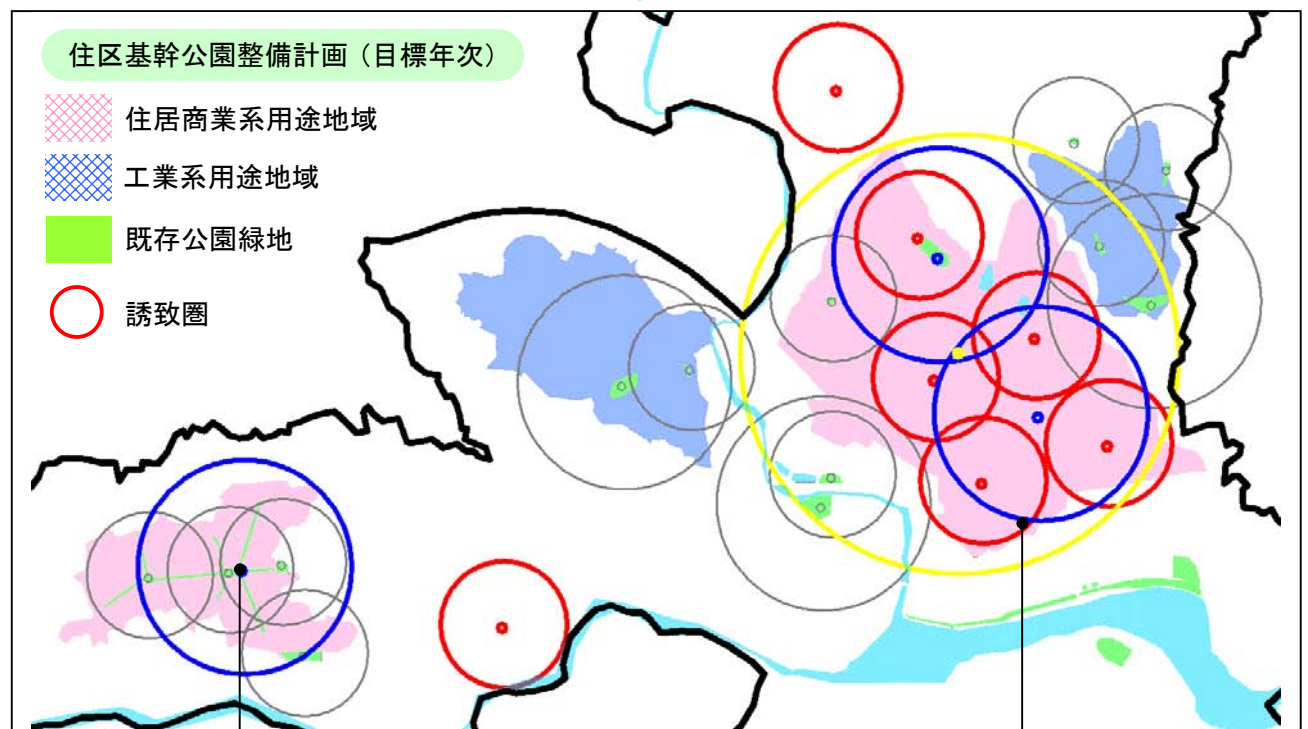
※公園平均面積が標準面積を下回る場合のみ適用

本計画では、目標年次に一人あたり公園整備面積の目標値を定めており、これが実現すれば歩いて行ける公園整備率は100%を充足します。



※現況整備公園は公園種別が定められていないが、施設規模より妥当と考えられる誘致圏を設定した。

中心市街地に身近な公園緑地が不足していることがわかる。



近隣公園（１）の整備

街区公園（５）
近隣公園（２）
地区公園（１）の整備

自然とのふれあい拠点整備

樹林地、丘陵地の樹林、河川、池などの水辺を取り込み、自然とのふれあい拠点となるような公園の整備を図ります。

- ・ 上記方針に対応する自然とのふれあい拠点となる公園緑地を適宜配置します。

歴史・文化とのふれあい拠点整備

歴史・文化とのふれあい拠点となる緑地の整備を検討します。

- ・ 誇りをもてる緑のまちづくりを行うという観点から、歴史性を感じることできる拠点となる緑地の整備を検討します。

民有地の活用・緑化

市内未利用地の公共空地化を積極的に図ります。

- ・ 市内の未利用地のうち、公的に活用できる可能性のある箇所については、土地所有者の理解を得たうえで、「公共空地」として積極的な利用を図ります。
- ・ 緑化重点地区内において「緑化施設整備計画認定制度」の活用を積極的に図ります。

※ 緑化施設整備計画認定制度

民間の建築物の屋上、空地など敷地内を緑化する計画を市町村長が認定することで、事業者が緑化に関して税制面で優遇措置を受けることができる制度です。

緑化地域の指定

「地域地区」の一つとして新設された制度である「緑化地域」の積極的な指定促進を検討します。

- ・ 良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足して、建築物の敷地内の緑化を推進する必要がある地域の抽出を行い、「緑化地域」としての指定を積極的に推進することを検討します。

公共施設・建物の緑化

公共施設緑地は都市公園以外の緑地として位置づけ、積極的な緑化を図ります。特に公共施設の建築物については、草花の植栽や壁面緑化・屋上緑化・敷地内緑化など積極的な施策展開を検討します。

- ・ 公共施設の建設に際しては、草花の植栽、壁面緑化、屋上緑化などの調査研究を行い、緑豊かなまちづくりの展開を図ります。
- ・ 公共公益施設や開発行為に対する市独自の「緑地率」設定の検討を図ります。



公共施設緑化の現況（コモアしおつ）

学校ビオトープの創出

学校内に次代を担う子供が自然にふれあう学校ビオトープの整備充実を図り、生物の生息環境に配慮した緑の創出を積極的に行います。

- 既設の学校に対して必要に応じて緑化を図ります。また、校内に多様な生物の生息環境となるビオトープの整備を検討し、子供の環境学習の場としての活用を図ります。
- 学校敷地そのものはグラウンドを含め公共のオープンスペースとして一般開放などの施策展開を検討します。子どもにやさしい芝生グラウンドの整備による緑化を積極的に検討します。



学校ビオトープのイメージ



芝生グラウンドのイメージ

緑地協定の締結

緑地協定に基づく緑地保全による住宅地の緑化充実を図ります。

- ・ 緑地協定は、都市緑地保全法に基づき都市計画区域内における一団の土地あるいは道路沿等の土地において、住民全員の合意により締結し、市町村長の認可を受けて、その後土地所有者となった者に対しても効力を発揮する緑化に関する協定です。この制度を活用し、市民の協力により緑豊かなまちづくりを進めます。

生け垣緑化制度の導入

生け垣の新規整備に対する補助金交付制度等を制度化し、緑豊かな住み良い環境のまちづくりに寄与することを目的に事業発足を推進します。

- ・ 保全すべき良好な生け垣の指定を奨励金交付により保全し、みどり豊かな住み良い環境づくりに寄与することを目的に制度を発足していきます。
- ・ 住宅地の緑化手法としての導入を検討し、住宅の生け垣緑化による緑化推進事業を促進します。

開発行為指導

残存樹林地に市街地整備等の面整備計画が存在した場合、既存の樹林（樹林地・平地林）を可能な限り保全していくとともに、施設緑地（公園・緑地・緑道）の積極的な整備を検討します。

- 樹林地や平地林に面的整備（土地区画整理事業、再開発事業等）が計画された場合、整合を図りつつ、極力樹林の保全を行う様積極的な指導を行います。また、事業の実施に際して、計画的な緑地造成が図れるよう必要に応じて適切な指導・調整を図ります。
- その他樹林地等の開発時における緑化指導として、自然緑地の保全と造成時に生ずる斜面の緑化等を推進し、調和のとれた開発指導を図ります。

工場の緑化

既存の工場地帯や、今後展開される工場地帯の緑化を促進します。

- 工場立地法により規定されている緑地率は開発指導により敷地の20%を緑地とするよう定められているが、新規工場開発にあたっては、緑化を促進します。
- 上野原工業団地（グリーンヒル21）や上野原リサーチ&テクノパークでは工場緑化がなされています。将来、新規の工場、事業所等が建設される場合も、緑化を促進します。

商業地の緑化

花で彩られた魅力的な商店街づくりを推進するとともに、各種制度の活用により緑の不足する商業地の緑化を推進します。

- 花鉢、ハンギングバスケット、花壇など、花で彩られた魅力的な商店街の創出を推進します。
- 「緑化地域制度」や「緑化施設整備計画認定制度」等の活用により、緑の不足する商店街の緑化を推進することを検討します。



中心市街地商店街の景観

※緑化地域制度

緑が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度です。これにより効果的に緑を創出することができます。

5 - 3 緑を育てる（緑の育成）

緑化推進団体の組織化・育成および緑化活動との連携強化

市民・企業・行政が一体となって緑豊かなまちづくりを推進するため、緑化推進母体となる組織編成を支援します。また、パートナーシップによる緑のまちづくりの展開として、市の事業と緑化活動を結びつけ、事業関連団体・各種団体の積極的な参加を推進します。

- ・ 緑化事業等に携わる団体や愛護団体の育成を図ると共に、これらの団体の協力を得ながら緑化の活動促進を図ります。またこれら団体に対する補助などの側面支援制度の検討を行います。
- ・ 道路沿道・学校施設・集会所などの公共施設・公共空間の花壇づくり等の緑化を、ボランティア活動等により積極的に推進します。また、緑化を推進するボランティアリーダーを育成し、ボランティアネットワークの拡大を促進します。
- ・ 道路沿道の樹林地や公園内緑地の維持管理について、住民の自主的な参加を促進します。
- ・ 高齢者の経験や能力を活かしたボランティア活動をととして、緑化活動・環境美化を推進します。

緑化意識の啓発

緑化事業を広く市民の皆様に周知していただけるよう、緑化意識の啓発活動を進めます。

- ・ 水と緑の情報を盛り込んだ「上野原緑のマップ（仮称）」を定期的に作成し、現状に対する認識と自然資源の重要性について市民の皆様に周知頂き、緑化意識の啓発を進めます。

緑化支援体制の推進

市民と行政が緑のまちづくりに積極的に参加し、一体となって緑化推進を実現できるよう、緑化事業に関する情報の提供や緑とふれあい親しむことのできる環境づくり、市民の参加意欲の向上に資する取り組みなど、支援体制づくりを推進します。

- ・ 民有地の緑化を促進するため、個人や団体・企業からの寄付や市の出資を合わせた緑化基金の創設を進めます。基金の運用益は、地域住民の緑化活動の助成等に充てることを検討します。
- ・ 既存の公共施設や公園、鉄道駅等を活用し、緑のまちづくりに関する指導や相談を行うことのできる情報コーナー等設置検討を行います。
- ・ 緑に関する情報を効果的に発信するためインターネットなどの情報通信を活用し、行政から市民に対しての情報提供ばかりでなく、市民相互間での情報交換ができる体制づくりを推進します。
- ・ 緑化事業におけるボランティア活動（ボランティアサポート等）の積極的な参加を促進するため、側面的な支援体制の確立を検討します。
- ・ 緑化推進に協力・貢献した市民や団体に対し、その功績を表彰する制度を設けることを検討します。



第6章 緑化重点地区計画



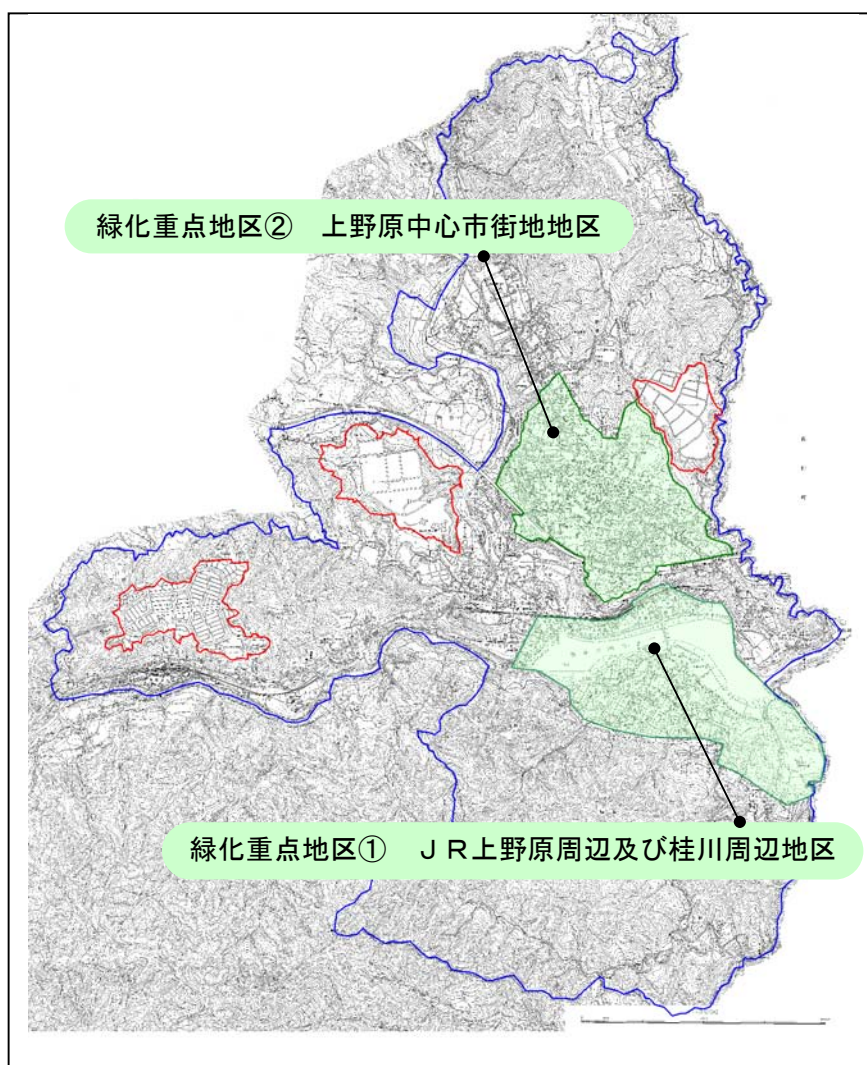
第6章 緑化重点地区計画

緑の基本計画は、市の緑の将来像を明確に示し、その実現に向けた、様々な具体的な施策を位置づけています。その具体的方策は多岐に渡り、全てを実現するには多大な労力と時間を有します。

このようなことから、緑のまちづくりの動向、都市の現状等をふまえ、計画の実効性を高めるため、特に緑化を重点的に図り、緑の基本計画の実現のための先導的な地区として位置づける「緑化重点地区」の指定を図ります。

本計画では、風致地区に指定され、風致の維持と同時に、桂川に代表される河川等による緑の骨格が形成され、また、これらの骨格を活用した緑のネットワークによる連携の必要性が高く、また再開発が予定される本市の玄関口となるＪＲ上野原駅を含む島田地区一帯（「**ＪＲ上野原周辺及び桂川周辺地区**」）と、市街化が進み緑地の保全、創出が望まれ、特に身近な公園緑地の整備が急務とされる上野原中心市街地一帯（「**上野原中心市街地地区**」）の２地区を「緑化重点地区」と定めることとしました。

● 緑化重点地区区域



1. JR上野原周辺及び桂川周辺地区

(1) 地区の概要

本地区は、そのほとんどが風致地区に指定されており、本市の中でも良好な自然環境をイメージできる地区です。この地区は良好な風致地区として斜面緑地や寺社林の保全等景観の維持・保全がはかられています。桂川の河川敷には公共施設緑地が整備され、市民の多様なレクリエーションの場、市民の憩いの場、健康増進の場の拠点としての機能を併せ持っています。

本市の玄関口となるJR上野原駅一帯は再開発計画が位置づけされており、本市の表玄関として生まれ変わるほか、桂川右岸には総合公園の計画地があり、さらに広域で魅力ある緑の拠点として検討が図られています。

(2) 整備・保全方針

① 緑地の創出

- ・本市の玄関口となるJR上野原駅の緑豊かな魅力ある空間の創出を図ります。
- ・地域防災拠点となる総合公園の整備を促進します。
- ・広域避難場所として指定されている桂川近隣公園や桂川スポーツ公園等、都市計画公園の整備につとめます。
- ・桂川右岸の河川敷の公共施設緑地整備を推進するとともに、左岸緑地や総合公園とのネットワークの充実を図ります。
- ・県との協調をはかりながら、桂川沿いの遊歩道やサイクリング道路の整備を進め、公園緑地や公共施設緑地とのネットワークをはかり上野原らしい都市景観の形成につとめます。

② 緑地の保全

- ・市街地整備事業等との整合を図りながら、風致地区内の斜面樹林地に代表されるような区域内に残る上野原の自然林の保全につとめます。
- ・風致地区は今後も継続し、市街地整備事業等との整合を図りながら、風致の維持につとめます。

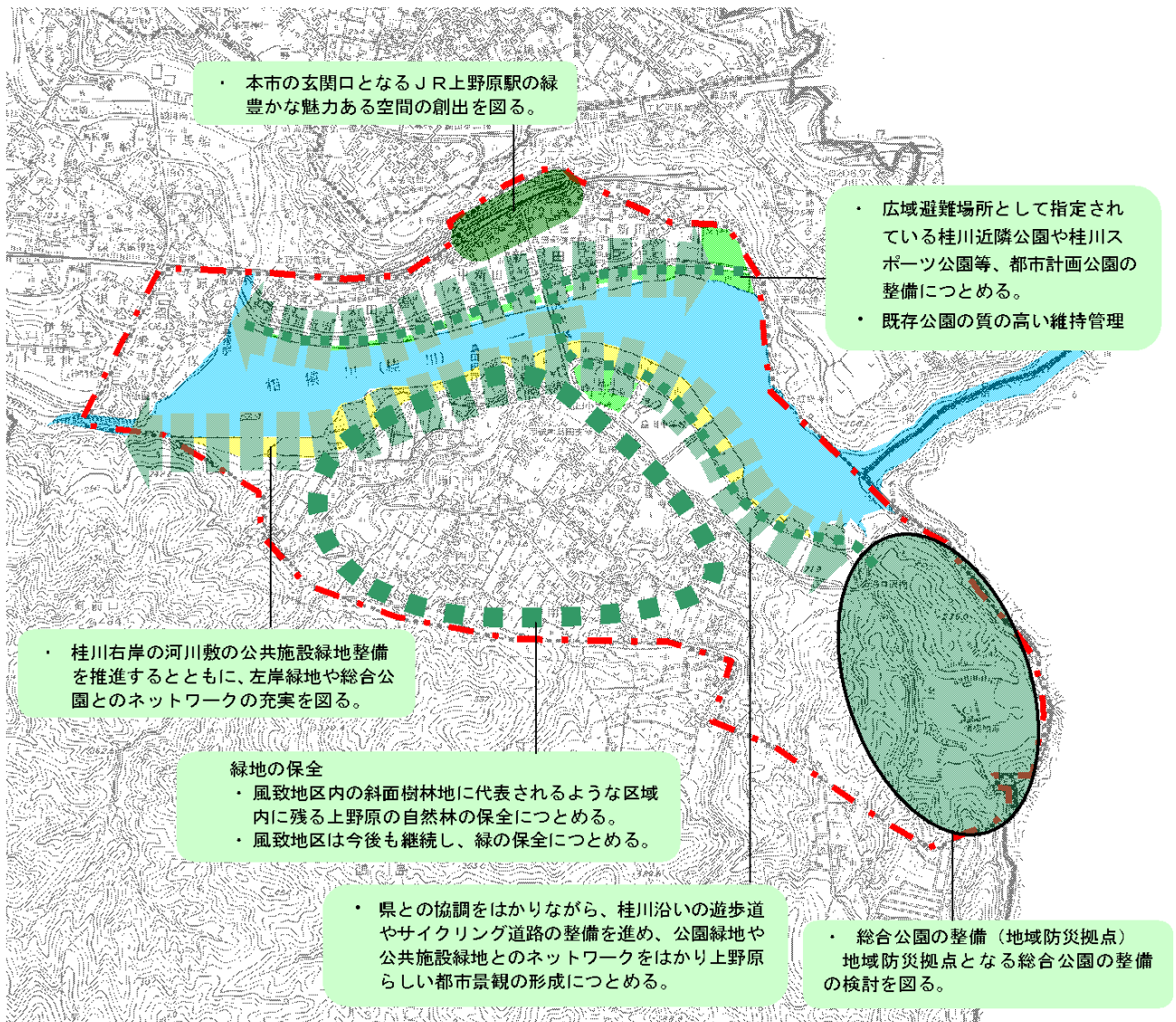
③ 緑化の普及

- ・地区のシンボルとなる樹木や草花を、公園や公共施設に植栽し、地域の個性化を図ります。
- ・事業者との協力により、鉄道沿線やバス停などの樹木や草花による緑化につとめ、利用者や歩行者に潤いのある空間を提供します。

④ 市民との協働

- ・公園等の事業にあたっては、市民から施設整備に対する意見やアイデアを募集し、計画への参加を促進します。
- ・地域の自然に触れ、親しんでもらうため、植物や野鳥の観察会等を関係団体の協力のもと実施を検討します。また、情報の提供を行うとともに、緑の教室や講習会開催の検討を行います。

● 緑化重点地区計画図



2 . 上野原中心市街地地区

(1) 地区の概要

本地区は市街化が進み、宅地や商店街が形成され緑被率も市内では一番低い地域となっています。特に身近な公園や緑地の整備率が低く、整備の必要性が高い地区です。

(2) 整備・保全方針

①公園緑地の整備

- ・ 身近な街区公園については、用地取得につとめるとともに、早期整備に向けた検討を積極的に図ります。
- ・ 未利用地等を活用し、中心市街地の緑の拠点となる魅力的な空間づくりを行います。
- ・ 既存公園に関しては早期の都市計画公園化を図ります。

②緑地の保全

- ・ 市街地の残存樹林地は市内の貴重な緑の財産であり、適切な保全施策の導入により積極的な保全を図り、次世代へ継承します。
- ・ 国指定文化財である上野原小学校の大ケヤキなど、本市のシンボルである自然環境の保護育成に努めます。
- ・ 月見ヶ池、富士見ヶ池などの、市街地の貴重な水辺空間の保全と、利用しやすいような施設整備の充実を図ります。
- ・ 商店が集積する中心市街地の顔である甲州街道（国道20号）の魅力的な道路空間づくりを道路管理者（国土交通省）との連携のもと、積極的に検討します。

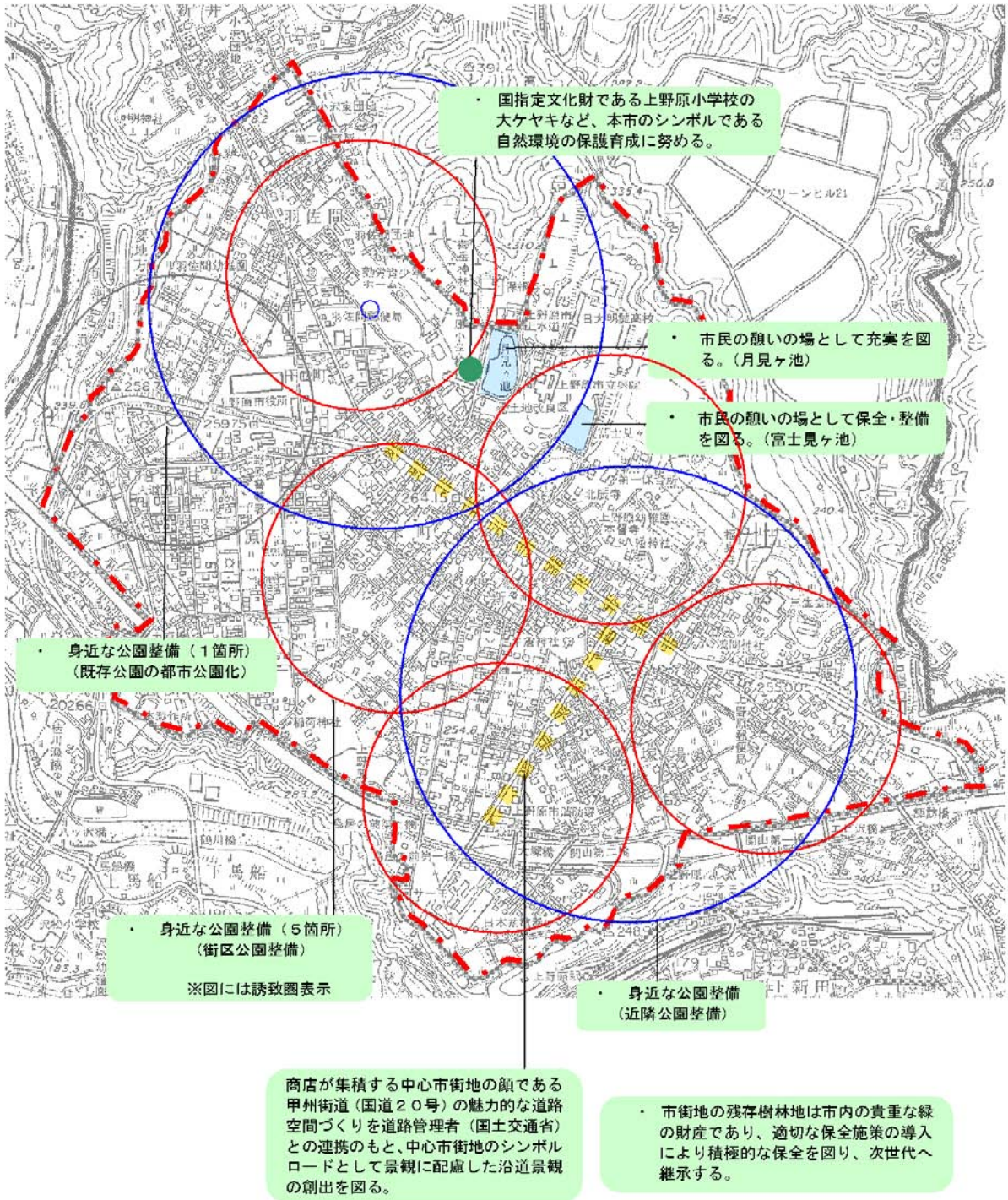
③緑化の普及

- ・ 上野原駅のオープンスペースの確保・誘導をはかり、都市景観の形成につとめます。
- ・ 事業者との協力により、JR中央線沿線やバス停などの樹木や草花による緑化につとめ・利用者や歩行者に潤いのある空間を提供します。
- ・

④市民との協働

- ・ 市民活動の拠点として、情報の提供や収集、啓発活動等、緑化プログラムの作成等を行い、緑に関する知識修得の場として機能充実を図ります。
- ・ 関係団体の協力のもと身近な自然を体験するために、動植物の観察会を各公園において実施を検討します。
- ・ 植物や小動物、また、樹林等に生息する昆虫等を身近に知るため、図書館や公民館の図書室を活用し情報の提供を行うとともに、緑の会、講習会の開催検討を図ります。

- 緑化重点地区計画図





第7章 保全配慮地区計画



第7章 保全配慮地区計画

1. 保全配慮地区の概要

保全配慮地区は、風致景観や生態系の保全及び市民の自然とのふれあいの場の提供などを目的に都市の緑地状況を勘案して、特に緑地の保全に重点的に配慮を加えるべき地区として位置づけ、その地区内で講じる緑地保全施策を定める箇所です。

2. 保全配慮地区の設定

保全配慮地区の設定については、下記のような地区が対象として考えられます。

項 目
風致景観となる緑地を保全する必要のある地区
地区特有の生態系を保全する必要のある地区
自然とのふれあいの場を提供する緑地として保全する必要のある地区
屋敷林を保全し、美しい郷土景観の保全を図る地区
都市における環境保全に資する農地屋敷林等
市街地開発事業で保全する残存樹林として位置づけた地区
土砂崩壊から守るために緑地の保全を図る必要がある地区
ヒートアイランド現象の緩和等都市環境の改善が必要な地区

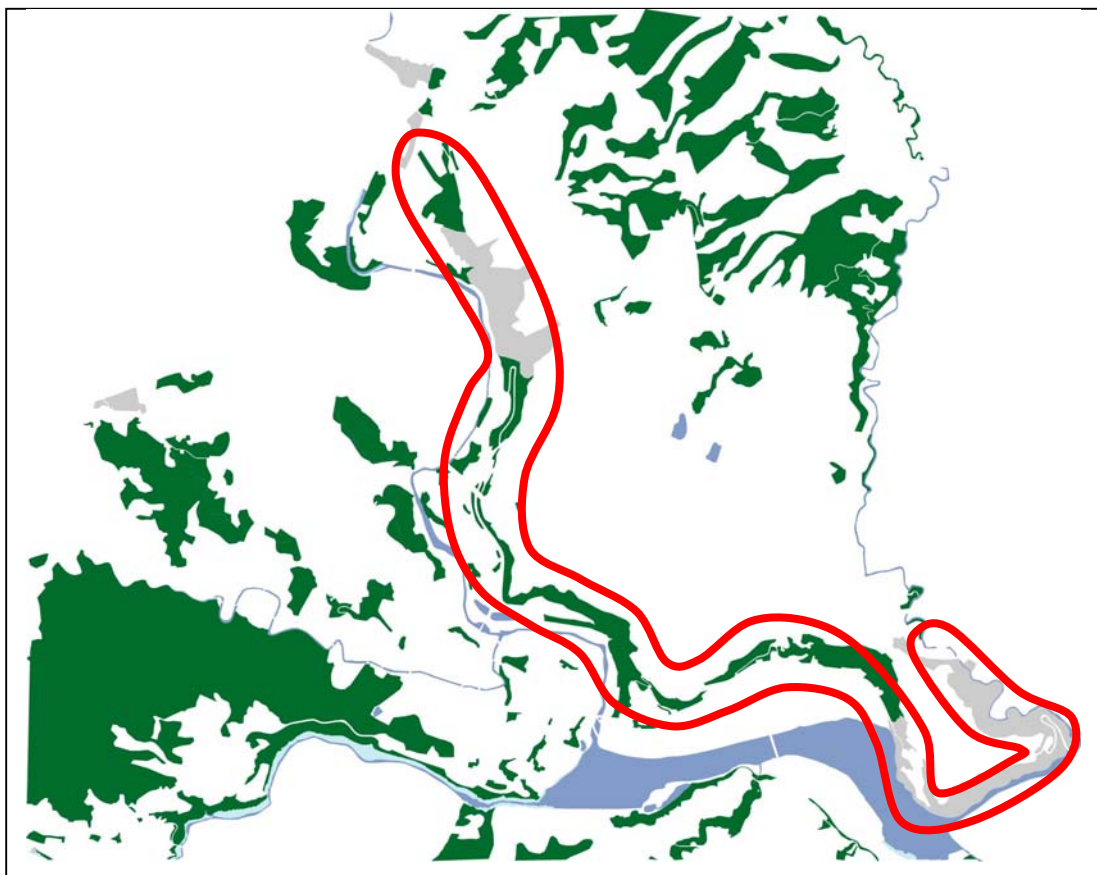
4 . 保全配慮地区計画

(1) 保全配慮地区の設定

中心市街地は、これからもまちづくりが継続して行われる可能性があるエリアであり、まとまった大規模樹林地が分布していること等から保全の必要性が高いと考えられます。また、月見ヶ池、富士見ヶ池などの特徴ある水辺空間も見られるなど緑の拠点性、シンボル性も高い地区です。さらに歴史的資源や社寺林も集積し、緑地環境の不足が指定されるなど、保全配慮地区候補地としての適性が高いエリアです。しかし、まとまった大規模樹林地の分布が存在せず、緑化重点地区として位置づけ、積極的な緑地整備の充実を図っていく箇所として本計画で設定を行う箇所でもあります。

桂川の河岸段丘斜面樹林は、本市の緑地景観の特徴を示しているとともに、本市の緑地環境のシンボルともいえる緑地景観です。大規模樹林地が分布し、中心市街地からも近く、郷土景観として後世に残す緑地として保全を図る必要性が高い地区です。以上の内容を勘案して、保全配慮地区は斜面樹林一帯を中心とて設定し、検討を進めることとします。

● 保全配慮地区区域



(5) 保全配慮地区緑化計画

基本方針にもとづいて保全配慮地区計画を策定します。

大規模な緑地として、保全を図っていく地区

- ・ 市民緑地制度の活用や緑地保全地区の指定などにより、緑地保全を積極的に図ります。

開発計画との整合を図りながら、良好な環境創造を図っていく地区

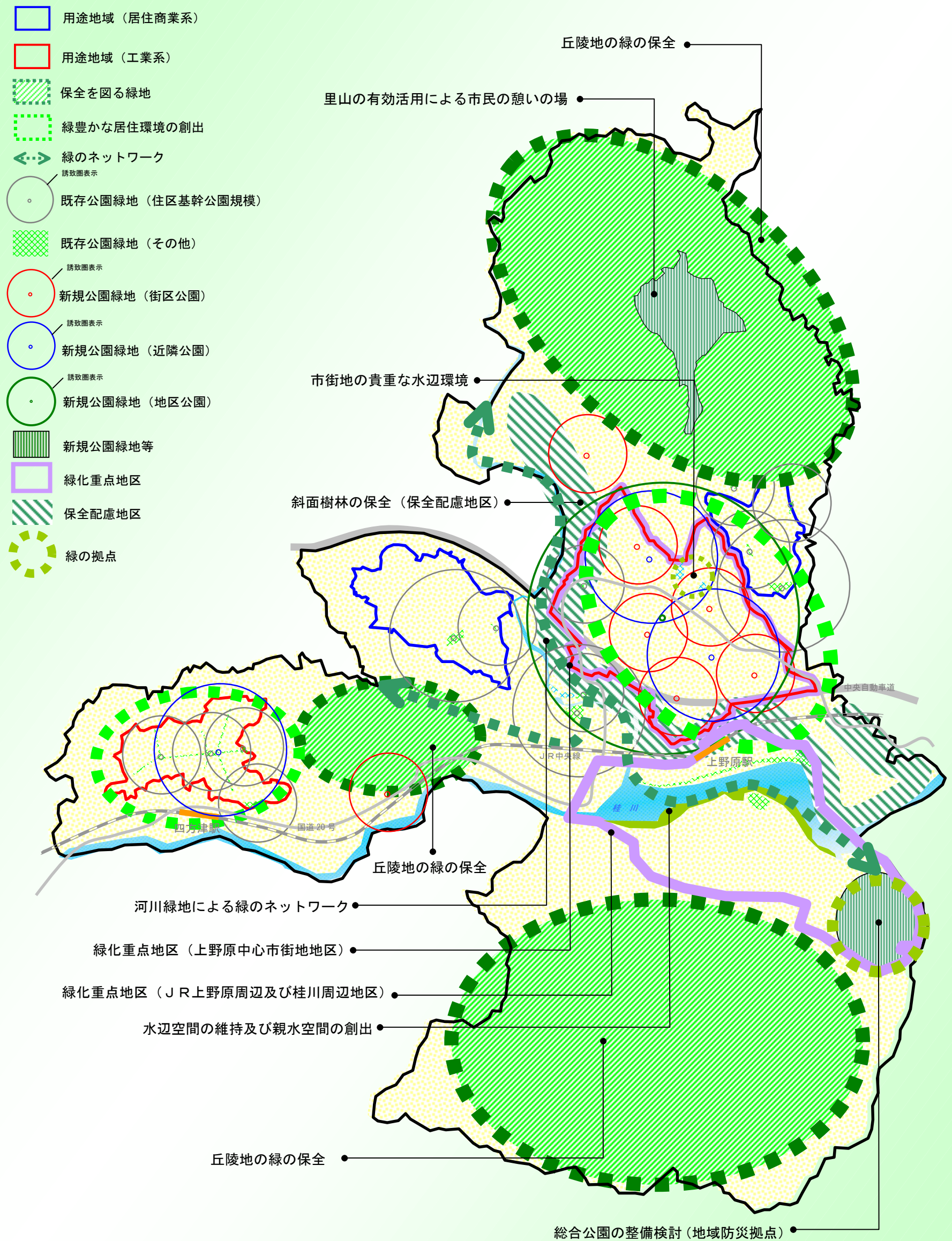
- ・ 緑を身近に感じるまちづくりを行います。
- ・ 将来の開発行為によりやむをえず伐採等を行う場合は、植物の移植などにより、極力緑の消失を防ぐ方策（緑のミティゲーション）を講じ、緑地の保全を図ります。

市民が自然とふれあえる憩いの空間整備を図っていく地区

- ・ 周辺の樹林地と一体的に市民の憩いの場となる環境整備を図ります。
- ・ 市民緑地の締結等により、良好な樹林の保全と憩いの場となる環境整備を図ります。



上野原市緑の基本計画図





資料編

用語解説

あ行

生垣助成制度/いけがきじょせいせいど

接道部分に生垣等の造成を新たに行う場合に、一定の条件に基づいて行政が費用の助成を行う制度。ブロック塀の撤去を伴う場合は、その費用も助成の対象となる。道路幅員が狭く、公共地の緑化に限界のある大都市では、生垣緑化はみどりの確保とともに防災上からも効果的な施策といえる。

屋上緑化/おくじょうりょっか

建築物の屋上を緑化すること。近年では都市のヒートアイランド現象の緩和策や、省エネルギー効果などで注目されている。

オープンスペース

公園・広場・河川・湖沼・山林・農地など、建物によって覆われていない土地で交通用地を除いたものの総称。

か行

開発緑化指導/かいはつりょっかしどう

一定規模以上の敷地における建築行為等について、その敷地内で一定の基準(緑化基準)に基づき緑地面積の確保と植栽をしてもらうための指導。

協働/きょうどう

同じ目的のために、協力して取り組むこと。

公園(公園緑地)/こうえん(こうえんりょくち)

一般には、公衆のために設けられた庭園または遊園地をいう。法的には、①国や地方公共団体が、その土地物件に対する権原に基づき、整備・管理する「営造物公園」(都市公園、国民公園など)、②行政主体が、一定の地域を指定し、その地域内にある風景地の保護、利用を目的とした「地域制公園」(国立公園、国定公園、都道府県立自然公園)に区分される。

公共施設緑地/こうきょうしせつりょくち

都市公園以外の公有地、または公的な管理がされており、公園緑地に準ずる機能を持つ施設。

公共施設緑化/こうきょうしせつりょっか

庁舎や公民館等の公共施設における植樹等による緑化のこと。みどり豊かなまちづくりを進めていくためには、市の公共施設が先導的な緑化を行っていく必要がある。

さ行

市民農園/しみんのうえん

市民に野菜作りを通して土に親しむ機会を提供し、市内農業への関心と理解を深めるために市が設置する貸農園。市では市民農園を運営している。

市民緑地制度/しみんりょくちせいど

身近な緑を保全するために、地方公共団体又は緑地管理機構が土地の所有者と契約を締結し、その緑地を住民が利用する市民緑地として管理し、公開する制度。都市緑地法に基づく制度。保全配慮地区では土地所有者には税制面での優遇がある。

住区基幹公園/じゅうくきかんこうえん

主に徒歩圏内に居住する者の日常的な利用に供する都市公園。都市計画で位置づけられた、街区公園、近隣公園、地区公園が含まれる。

親水/しんすい

河川等や湖沼、池等の水辺地において、水にふれあい、水に親しむこと。

た行

特別緑地保全地区/とくべつりょくちほぜんちく

都市における良好な自然環境となる緑地において、建築行為等一定の制限により、現状凍結的に保全を図る地区。

都市基幹公園/としきかんこうえん

市町村に居住する者の安全で快適かつ健康的な生活環境レクリエーション、休養のためのスペースとして、都市を単位として設けられる基幹的な公園で、その主たる機能から総合公園、運動公園に区分される。

都市計画マスタープラン/としけいかくますたーぷらん

都市計画法第18条の2に定められている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」の通称。策定にあたっては住民参加が義務づけられている。上野原市では平成16年3月に策定している。

都市公園/としこうえん

都市公園法に基づき、地方公共団体または国が設置する公園または緑地のこと。ここでの緑地は、地方公共団体等が土地に関する権原を取得し、施設として積極的に整備・管理するもので「施設緑地」（狭義の緑地）を意味する。

都市緑地法/としりょくちほう

都市における緑地の保全及び緑化の推進を図るため、都市計画に緑地保全地区を定めること、又、市街地の良好な環境確保のための緑地協定についても定めている法律。平成6・7年の改正により、みどりの基本計画、市民緑地などの制度の拡充が行われた。1973（昭和48）年公布。

土地区画整理事業/とちくかくせいりじぎょう

道路・公園などの都市基盤が未整備な区域において、土地の交換分合（接地）によって、道路・公園などの公共施設を整備するとともに、宅地の区画・形状を整える事業で、土地区画整理法に基づき施行される。

は行

ビオトープ/びおとーぷ

ビオトープとは、「生物」を意味するBioと「場所」を意味するTopを合成したドイツ語で、特定の生物が生存できるような、特定の環境条件を備えた一定の空間を示す概念であるが、わが国においては、やや広い意味で野生生物が生息可能な生態系としての湖沼、湿地、草地、雑木林等を示すことが多い。本来、自然状態か否かは問わないものであるが、各種事業に際して、積極的に創出される野生生物の生息・生育環境を意味することも多い。環境汚染や土地開発により生物多様性がますます危機にさらされている今日、動植物の生命が生息する場所を保全したり、人為的に復元するビオトープ創出の動きが高まってきている。

風致地区/ふうちちく

豊かな自然景観のある緑豊かな住宅地などを保全するために、都市計画法に基づき指定される地区のこと。

壁面緑化/へきめんりょっか

建築物の壁面をはじめ、住宅を囲むコンクリートブロック塀等に景観対策を目的にツル植物等で緑化すること。壁面の温度差によって生じるひび割れや、酸性雨によるコンクリート表面の劣化の防止、照返しの防止、西日除け、省エネ効果、大気浄化、ブロック塀の倒壊防止など様々な機能がもたらされる。

保存樹木（樹林地）制度/ほぞんじゅもく（ほぞんじゅりんち）せいど

民有地にある、長い年月を経て大きくなった樹木やまとまった樹林を条例により指定し、保全を図る制度。「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」の趣旨をふまえて、多くの自治体が独自の条例、要綱により指定を行っている。

ボランティアサポート/ぼらんていあさぼーと

1985年にアメリカで始められた「アダプト・ア・ハイウェイ」を参考とした、我が国の道路中心の環境美化の仕組み。「自分の町は自分できれいにする」という住民の地域への帰属意識、愛着心を高め、新たなコミュニティ形成、地域活性化の可能性を開く。地域住民・道路管理者・自治体の3者がそれぞれの役割を分担し、協力しあい環境美化に努める。

ま行

ミティゲーション/みていげーしょん

開発行為が、生態系や自然環境に影響を及ぼすと考えられるとき、開発による悪影響を軽減するために取る補償措置や代替措置のこと。わが国では開発の対象となる生態系の持つ機能を他の場所で代償する行為を指すことが多い。

緑の基本計画/みどりのきほんけいかく

都市緑地保全法に基づき、市区町村が主体となり、緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項などを定めた、当該市区町村における緑に関する総合的なマスタープラン。

や行

屋敷林/やしきりん

主として独立して存在する農家等の屋敷の周りを囲む樹林。防風、防火等の機能のほか燃料や堆肥の用として仕立てられたもので、その地域独特の風景をつくり出している。都市化により姿を消す一方、手入れ不足から荒廃する例も見られる。

ら行

緑化(緑化面積)率/りょっか(りよかめんせき)りつ

区画地面積の境界がはっきりしている特定敷地全面積に占める緑化地面積の割合。樹木、草花、芝等により緑化された土地の面積割合をいう。住宅地などの地域緑化を推進するため地区、街区を単位として緑化率を緑化計画の目標値として定める場合がある。

緑地/りょくち

緑地には、都市公園などに該当する営造物たる緑地を意味する狭義の緑地と、都市公園のみならず寺社境内地等の空地の多い施設、農耕地、山林、河川、水面などのオープンスペースまで含める広義の緑地がある。みどりの基本計画で扱う緑地は、広義の緑地である。

緑地管理機構/りょくちかんりきこう

民間からの寄付金などをもとに緑地の保全や緑化の推進に取り組む民法第34条に基づき設立された法人を緑地管理機構として指定し、身近な緑の確保や市民緑地の管理などに活躍してもらう制度。都市緑地保全法に基づく制度。

緑地協定制制度/りょくちきょうていせいど

住民間の合意により、生垣の設置など自らの土地の緑化や緑地の保全の取組を法的な根拠をもつ地域のルールとして位置付ける制度。協定には通常の緑地協定と一人協定の2種類がある。都市緑地保全法に基づく制度。

緑地帯/りょくちたい

都市の過度の成長を抑制し、それぞれの都市の性格を保持し、一部はレクリエーションに利用され、人々にアメニティを与えようとするものである。緑のオープンスペースをこの語にあてて使用することもある。

緑地保全地区/りょくちぼぜんちく

風致又は景観が優れているなど、都市における一定の緑地について、都市計画に緑地保全地区を定め、建築行為など一定の行為を制限することで、緑地の保全を図る制度。制限を受けることにより、土地利用に支障が生じる場合は、都道府県に対しその土地を買い入れるよう申し出ることができる。都市緑地保全法に基づく制度。

緑地率/りょくちりつ

都市や地域において、公共的に担保された広義の緑地の占める割合をいう。

緑被率/りょくひりつ

平面的な緑量を把握する場合に用いる尺度。地区の緑の環境条件を分析・評価する際に用いることが多く、樹木や芝生等の植物で覆われた土地の面積はもちろんとして、独立樹等の場合は樹冠投影面積を含めて緑被面積とし、その面積が単位となる地区面積全体に占める割合をもって緑被率という。

わ行

ワークショップ/わーくしょっぷ

まちづくり等において、様々な立場の人が参加し、技術や知恵を持ち寄って、共同作業により解決案を考えたり、提案を行うこと。

市民意識調査調査票

上野原市の緑に関する意見募集！

※添付のはがきに回答欄があります！ ●●●●●●●●●●

日頃より市行政にご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

上野原市では、良好な生活環境を形成するため、緑の保全や公園緑地、河川、道路などの緑化を促進し、潤いのある生活空間の確保を図ってきました。

今後も市では緑の保全や創出に関する事業を進める予定ですが、その一環といたしまして市民の皆様への「緑に関する意見募集」を行うことにしました。これらは、市民のみなさまが日頃上野原市の緑についてどのように感じ、今後の緑をどのようにしていきたいかをお聞きし、将来の緑豊かな潤いあるまちづくりのための基礎資料とすることを目的としております。

意見募集の主旨をご理解いただき、是非ご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、意見整理の都合上、平成18年8月31日までにご返送お願い致します。

◎ 「緑」について

この調査での『緑』は広い意味での緑を指します。これには樹林、樹木、草花などの植物に加え、公園、広場、田畑、河川などのオープンスペースが含まれます。

具体的には、窓辺のプランターの草花や家庭の庭木、生垣、公園の緑、街路樹、工場や学校の緑、神社やお寺の緑、山林、田んぼや畑、水辺の緑など広範囲のものがこれに当たります。

この調査での『緑』とはどのようなものかをご理解いただき、回答をお願いいたします。

(切り取り線)



料金受取人私

上野原局
承認

11

差出有効期間
平成18年12月
31日

4 0 9 0 1 9 0

上野原市上野原 3832 番地

上野原市建設課 計画担当

(緑に関する意見募集担当) 行



- ① あなたのお住まいは(番地等のご記入無しで結構です)
上野原市()
- ② 年 齢 a. 20歳未満 b. 20歳代 c. 30歳代
d. 40歳代 e. 50歳代 f. 60歳以上

質問への回答

問1 (⑨「その他」の内容)

問2

※裏面もごさいます。

※皆様の貴重なご意見のとりまとめに必要となりますので、記入もれがないようにお願いします。また、大変恐れ入りますが、意見整理の都合上、平成18年8月31日までにご返送お願い致します。

●あなたの『緑』のイメージについておうかがいします。

問1. あなたは上野原市の特色ある『緑』としてどれを思い浮かべますか。次の中から3つ以内で選んでください。

- ① 神社やお寺、家の周りの樹木
- ② 里山の緑
- ③ 道路の街路樹
- ④ 工場や会社にある緑
- ⑤ 公園
- ⑥ 桂川・仲間川・鶴川等の水辺
- ⑦ 市役所や学校などの公共施設の樹林
- ⑧ 水田・畑などの農地
- ⑨ その他() 欄に内容をお書き下さい

●『緑』の量についておうかがいします。

問2. あなたの家の近くの『緑』は多いと思いますか。

- ① とても多い ④ 少ない
- ② 多い ⑤ とても少ない
- ③ ふつう ⑥ わからない

上野原市ホームページでも意見を募集しています！



●本市における今後の『緑』豊かな潤いのあるまちづくりについておうかがいします。

問3. あなたは身近にどのような公園があると良いと思いますか。次の中から、あなたのお考えに近いものを3つ以内で選んでください。

- ① 子どもの遊具がある公園
- ② 体力づくりのできる器具のおいてある公園
- ③ 自由に遊べる原っぱのある公園
- ④ 池や草はらがあり、自然観察のできる公園
- ⑤ 雑木があり木登りや虫取りのできる公園
- ⑥ ベンチや花壇・彫刻などを置いたしゅれた公園
- ⑦ 噴水や水遊びのできる池などがある公園
- ⑧ アスレチックなど冒険遊びのできる公園
- ⑨ 野球やサッカーのできるグラウンドのある公園
- ⑩ 自由に野菜や花の作れる公園（市民農園）
- ⑪ ジョギングやサイクリングが楽しめる公園
- ⑫ 特になし
- ⑬ その他（ ）欄に内容をお書き下さい

問4. あなたは市を代表する大きな公園として、今後どのような公園ができると良いと思いますか。次の中から、あなたの考えに近いものを2つ以内で選んでください。

- ① 散歩・スポーツ・遊びなどいろいろなことができる施設を備えた公園
- ② 郊外の樹林や水辺を生かした景色の良い自然豊かな公園
- ③ 四季折々の花木や草花の多い公園
- ④ 動植物の生態を保全し、それらを観察できる自然度の高い公園
- ⑤ 史跡と一体となった歴史を感じさせる公園
- ⑥ 災害時の避難場所としての機能に重点を置いた公園
- ⑦ 文化施設を中心とした交流・ふれあいの場としての公園
- ⑧ ジョギングやサイクリングが楽しめる公園
- ⑨ 特になし
- ⑩ その他（ ）欄に内容をお書き下さい

問5. 緑豊かな上野原市にするために、市に期待することは何ですか。次の中から3つ以内で選んでください。

- ① 身近な公園をふやす
- ② 大きな公園をふやす
- ③ 街中に花をふやす
- ④ 学校や公共施設の緑をふやす
- ⑤ 街路樹をふやす
- ⑥ 工場や事業所の緑をふやす
- ⑦ 住宅地の緑をふやす
- ⑧ 市民が気軽に触れ合うことのできる農園をつくる
- ⑨ ジョギングやサイクリングが楽しめるコースをつくる
- ⑩ 屋敷林や神社・お寺の緑を守る
- ⑪ 水辺の緑を守る
- ⑫ 田んぼや畑の緑を守る
- ⑬ 野山や雑木林を守る
- ⑭ 特になし
- ⑮ その他（ ）欄に内容をお書き下さい

◆質問は以上です。他に『緑』に関するご意見・ご希望がありましたらお書きください。ご協力ありがとうございました。

(切取り線)

質問への回答

問3 ⑬「その他」の内容 ()
 問4 ⑬「その他」の内容 ()
 問5 ⑬「その他」の内容 ()

その他、緑に関してご意見ご要望がありましたらご自由にお聞かせください。

※ご協力ありがとうございました。